

登米市景観計画

平成24年3月

登 米 市

登米市景観計画 目次

第1章 登米市景観計画の概要

1. 目的・意義等

(1) 目的	-----	1
(2) 意義	-----	1
(3) 策定主体	-----	1
(4) 期間	-----	1
(5) 位置づけ	-----	2

2. 構成と特徴

(1) 構成	-----	3
(2) 特徴	-----	4

第2章 登米市の景観特性と課題

1. 登米市の概況

(1) 位置	-----	5
(2) 地形・地勢	-----	5
(3) 気候	-----	6
(4) 沿革・歴史	-----	6

2. 登米市の景観特性

(1) 景観の捉え方	-----	7
(2) 景観の類型化	-----	9
(3) 類型別の景観特性	-----	13

3. 景観阻害要因の整理

4. 景観形成を進める上での課題

(1) 類型別の景観特性を踏まえた課題	-----	21
(2) 景観阻害要因の改善に向けた課題	-----	24
(3) 景観形成推進上の課題	-----	25

第3章 登米市における景観形成の方針

1. 計画の区域

(1) 景観計画区域	-----	27
(2) 重要景観計画区域	-----	28

2. 景観の目標

- (1) 景観の目標像 ----- 31
- (2) 景観形成の理念 ----- 31
- (3) 景観形成の基本目標 ----- 32

3. 良好な景観の形成に関する方針

- (1) 景観形成の基本方針 ----- 34
- (2) 重点テーマにおける景観形成の方針 ----- 39
- (3) 重要景観計画区域における景観形成の方針 ----- 48

第4章 良好な景観形成に向けた制限等

1. 届出の対象となる行為に関する事項

- (1) 届出対象行為 ----- 53
- (2) 特定届出対象行為 ----- 53

2. 行為の制限に関する事項

- (1) 行為制限の考え方 ----- 54
- (2) 景観計画区域及び重要景観計画区域における制限 ----- 55
- (3) 手続きの流れ ----- 62

3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

- (1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項 ----- 63
- (2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ----- 63

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

- (1) 景観重要建造物の指定の方針 ----- 64
- (2) 景観重要樹木の指定の方針 ----- 64
- (3) 指定に係る手続き ----- 65

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

- (1) 景観重要公共施設等の位置づけ ----- 66
- (2) 景観重要公共施設等の整備に関する考え方 ----- 66
- (3) 景観重要公共施設等の占用許可の考え方 ----- 66

6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- (1) 景観農業振興地域整備計画の区域の考え方 ----- 67
- (2) 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する方針 ----- 67
- (3) 農業生産基盤の整備・開発及び農業近代化のための施設の整備に関する方針 ----- 67

第5章 景観形成の推進方策

1. 基本的な考え方

- (1) 各主体の役割分担と連携の基本的な考え方 ----- 69
- (2) 協働による施策展開のイメージ ----- 70

2. 景観形成の推進方策

- (1) 「推進体制づくり」に向けた取組 ----- 74
- (2) 「市民等の主体的な取組への支援」に向けた取組 ----- 78
- (3) 「ルールづくり」に向けた取組 ----- 81
- (4) 景観形成の推進プログラム ----- 85

資料編

- 資料—1 策定の経過 -----87
- 資料—2 策定の体制 -----88
- 資料—3 アンケート調査結果の概要 -----96
- 資料—4 用語の解説 -----104

登米市景観計画の施行について

- 施行日 平成23年 2月 1日
- 第1回変更 平成24年 3月30日

第1章 登米市景観計画の概要

1. 目的・意義等

(1) 目的

国では、「美しい国づくり」「観光立国」の観点から、地域の特性に応じた景観づくりを進めるための法律として、平成16年6月に景観法を制定しました。景観計画は、この法律による、景観づくりを進める上での柱となる基本的・総合的な計画です。

私たちのまち登米は、国際的にも貴重なラムサール条約指定登録湿地である伊豆沼・内沼、蕪栗沼のほか、長沼、北上川、迫川などの水辺、北上山地を構成する山地や丘陵地に広がる森林、宮城県有数の米どころを支える農地などの自然的景観資源に恵まれています。

また、かつて川が度々氾濫した湿地帯で、「遠山(とおやま)」の名が示す険阻な土地は、先人の知恵と努力によって肥沃な登米耕地となり、そこで生産される良質米を出荷する川港としての繁栄から県庁が置かれ、「みやぎの明治村」として文化の香り高い歴史的街並みも残されています。

本計画は、このような本市の景観の特性を踏まえた上で、良好な景観の実現に向けた考え方や、その方向を定めるとともに、実現のための方策及び手段を明らかにすることによって、市民・事業者・行政が一体となって、地域固有の景観を守り、活かし、育てることを目的に策定します。

(2) 意義

私たちは、普段から見慣れた登米市の景観があまりにも身近な存在であるため、その価値を忘れつつありますが、来訪者は、広大な水田地帯を含めた美しい「水の里」の風景や、先人たちが築き上げてきた文化の香り高い歴史的街並みなどを、良きふるさと感じさせる景観として高く評価しています。

また、私たちに景観を良いものにしたい、良いものを後世に残したいという思いがあっても、明確な目標や具体的なルールがなく、また法律の後ろ盾もないため、現実的には実行性が伴ってきません。

本計画を理解することにより、私たちが今まで気付かなかった地域固有の景観を再確認し、その価値の重要性を認識した上で、地域への愛着や誇りを高め、様々な取組への動機付けとなることが考えられます。さらに、本計画に示された景観形成の方針と推進方策に基づき、市民・事業者と行政の適切な分担と連携のもと様々な取組を実践することにより、登米市の良好な景観形成を実現することが可能となります。

その結果、地域の印象や魅力が高まり、来訪者の増加や登米ブランドの確立など、広く地域活性化やまちづくり推進に繋がることが期待されます。

(3) 策定主体

景観計画は、景観法によって「景観行政団体」が作成することが定められていることから、本計画は、平成20年4月に景観行政団体となった登米市が策定主体となります。

(4) 期間

景観は、長い年月と継続した取組の積み重ねにより、はじめて現実の姿として明らかになるため、本計画の到達期間は、特に定めないこととします。但し、本計画の上位計画である総合計画

が10年、関連計画である都市計画マスタープランが20年を計画期間としており、関係施策・事業等との調整、整合を図るため、概ね20年程度を計画期間として定めます。

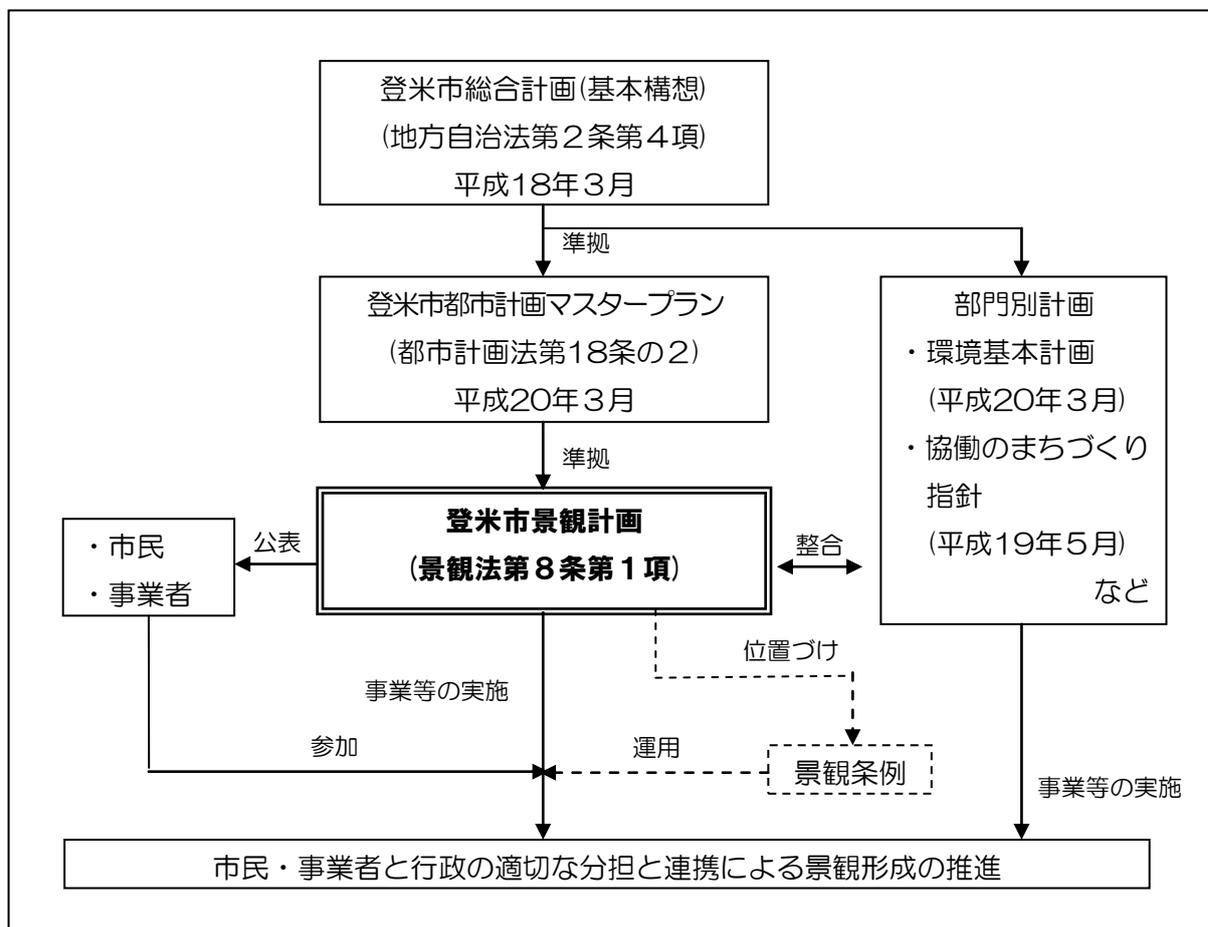
なお、科学技術の進歩はめざましく、社会経済の変化とともに市民意識や価値観も多様化していることから、これらの動向を踏まえることが必要となります。また、景観形成組織や景観協議会における取組を通じて検討が進められる地域独自の景観形成方針や景観形成基準、景観地区、景観協定等の考え方を本計画に反映することが必要となります。このため、市は、適切な時期に景観計画を見直します。

(5) 位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの上位計画である「登米市総合計画」及び「登米市都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、景観部門のマスタープランとして、市民の意見を反映させながら策定します。

本市の良好な景観形成を図るため、市の他行政分野が進める施策・事業等や市民・事業者の土地利用・建築行為等に対し、法的な根拠のもと景観的な配慮を求めるものとなっています。但し、道路の交通機能や河川の治水機能など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これら機能を確保した上で、建築物や構造物が創り出す空間の質的の向上を求めるものであることから、景観形成の取組は、他部門の計画等との調整、整合のもとで進めます。

◇景観計画の位置づけ



2. 構成と特徴

(1) 構成

本計画は、次に示す項目により構成しています。

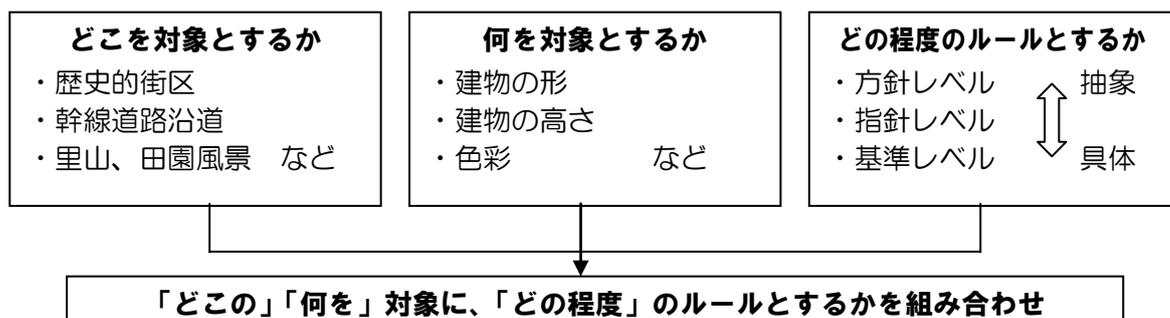
章	節	概要
第1章	1. 目的・意義等	・登米市景観計画の概要として、その目的、意義、策定主体、期間、位置づけ、構成、特徴を示しています。
	2. 構成と特徴	
第2章	1. 登米市の概況	・登米市の景観特性と課題として、アンケート調査、文献調査、現地調査等を通じて明らかとなった、景観上の特徴や景観阻害要因、景観形成を進める上での課題をまとめています。
	2. 登米市の景観特性	
	3. 景観阻害要因の整理	
	4. 景観形成を進める上での課題	
第3章	1. 計画の区域	・景観法第8条第2項第1号の規定に基づき、良好な景観形成を進める区域として「景観計画区域」を定めています。 ・特に、景観上重要な区域を「重要景観計画区域」として定めています。
	2. 景観の目標	・景観法第8条第2項第2号の規定に基づき、目標とする景観の姿を示すとともに、これを実現するための景観形成のあり方、今ある景観の何を「守り」「直し」「育て」、新たな魅力として何を「創る」のか、その基本的な方向性を定めています。
	3. 景観形成の基本方針	・景観法第8条第2項第2号の規定に基づき、基本目標を踏まえた個別の基本方針、重点テーマにおける景観形成の方針、重要景観計画区域における景観形成の方針を定めています。
第4章	1. 届出の対象となる行為に関する事項	・景観法第16条第7項第11号の規定に基づき、届出の対象となる行為を定めています。
	2. 行為の制限に関する事項	・景観法第8条第2項第3号の規定に基づき、良好な景観形成を実現するために遵守すべき制限の基準を地域の特徴にに応じて示しています。 ・上記の届出対象となる行為について、届出の手続きの流れを示しています。
	3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	・景観法第8条第2項第5号イの規定に基づき、景観に対する影響の大きい屋外広告物の適正誘導に向けた考え方を示しています。
	4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	・景観法第8条第2項第4号の規定に基づき、景観形成の上で重要な建造物や樹木を指定する際の方針を示しています。
	5. 景観重要公共施設の整備に関する事項	・景観法第8条第2項第5号ロの規定に基づき、道路等の公共施設の整備において、求められる景観的な配慮方針とその指定方針等を示しています。
	6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	・景観法第8条第2項第5号ニの規定に基づき、農業振興地域において、求められる景観的な配慮方針を示しています。
第5章	1. 基本的な考え方	・景観計画に基づく景観形成の進め方や方法、推進体制、今後の推進プログラム等を示しています。
	2. 景観形成の推進方策	

(2) 特徴

○地域の特徴に応じて、必要な景観形成の方向を定めています。

本計画に定める景観形成の方向は、歴史的な街並みが残る地域や新しい住宅地など、地域特性に応じて、必要となる内容や程度を組み合わせで設定しています。また、景観に与える影響の大きい大規模な建築・開発行為に配慮した景観形成の方向を定めています。

登米市の地域特性を考慮し、「どの景観を守るのか」「どこを改善するのか」といった考え方を明確化し、これを実現するために必要な方向性を定めています。



○計画の区域を重層的に区分し、きめ細かな方針及び基準を定めています。

◆市域全体を「景観計画区域」とし、一体的な景観形成を進める。

市民全員が地域固有の景観の価値を再認識、共有し、それらを守り、活かし、育てる視点から、市域全体を「景観計画区域」とし、良好な景観の形成を進めます。

このため、市域全体にわたる共通の景観の目標を掲げるとともに、その展開方針を景観の同質性から10類型に区分して示しています。

◆景観の目標を実現する上で、優先されるべき「重点テーマ」を設定する。

景観形成は、長い年月と継続した取組の積み重ねにより、はじめて現実の姿として明らかになるため、当面、必要性や緊急性などに応じて、優先的に進めるべき取組を「重点テーマ」として設定し、その方針と市民・事業者及び行政の具体的な取組内容を示しています。

◆重点テーマを具現化する「重要景観計画区域」を定め、実効性を担保する。

重点テーマの中で、景観形成課題が明確で、実現化に向けてよりきめ細かく実効性を担保することが必要な区域を「重要景観計画区域」として設定し、その他の景観計画区域よりも具体的かつ明確な方針・基準を示しています。

○市民・事業者と行政の役割分担と連携方法を示し、段階的な取組手順を示しています。

景観形成の推進方策として、市民・事業者と行政の役割分担と連携方法を、ステップ1からステップ3までの三段階で示し、短期的に「まず取り組むこと」と、中長期的に「息長く取り組むこと」を区別して示しています。

第2章 登米市の景観特性と課題

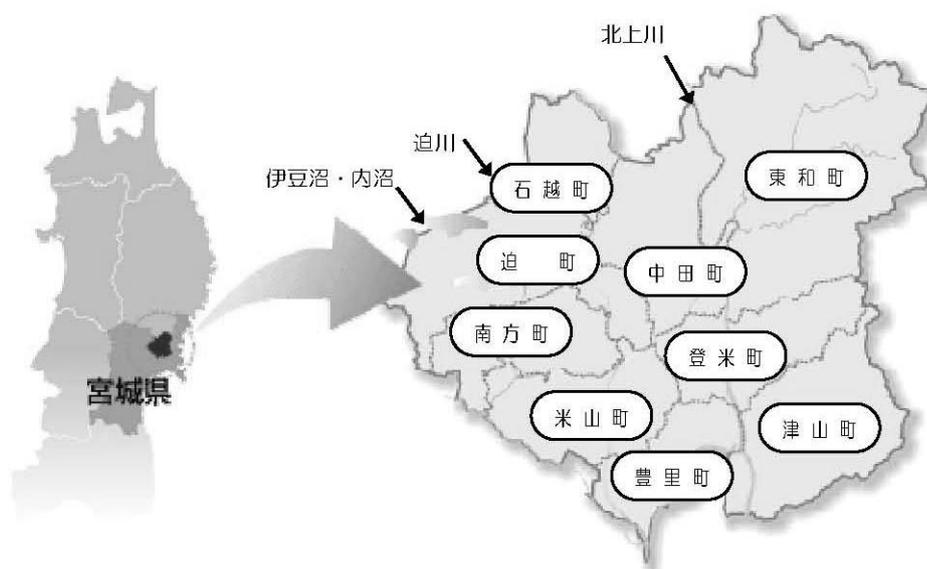
1. 登米市の概況

(1) 位置

登米市は、旧迫町、旧登米町、旧東和町、旧中田町、旧豊里町、旧米山町、旧石越町、旧南方町、旧津山町の9町が合併し、平成17年4月1日に誕生しました。東西約32km、南北約30kmにわたり、面積536.38km²、県全体の7.36%を占める広大な市域を有しています。

また、宮城県北東部に位置し、北部は岩手県に、西部は栗原市に、南部は石巻市及び遠田郡に、東部は本吉郡に接しており、市のほぼ中央部である迫町と周辺主要都市との直線距離は、仙台市まで70km、古川市まで25km、石巻市まで30km、一関市まで30kmの位置にあります。

◇登米市の位置



(2) 地形・地勢

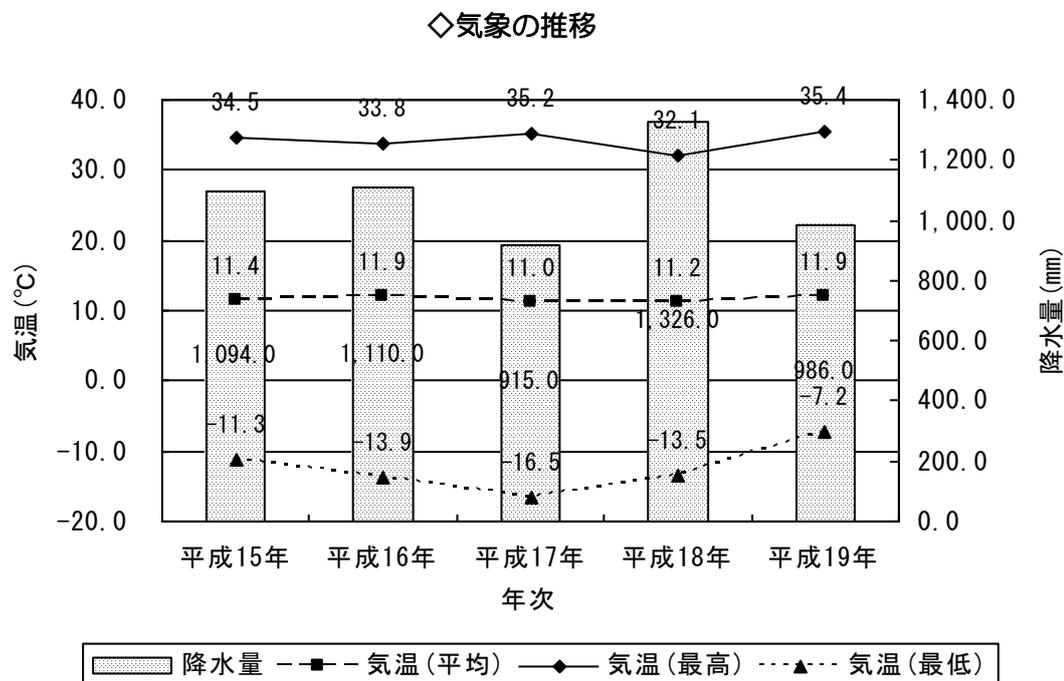
市西部は丘陵地、東部は北上山地に連なる山地、中央部の沖積平野は県内有数の穀倉地帯を形成する肥沃な登米耕土が広がっており、多様性に富んだ地形条件にあります。

市域東部の山地と中央部の境には北上川が、平坦地には迫川が、それぞれ南北を貫流し、多くの支流が注いでいるほか、西端には国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」「蕪栗沼・周辺水田」があるなど、市内中央部～東部では水鳥の生息環境の役割を果たしている水田地帯を含めた豊かな水辺空間を有し、美しい「水の里」の様相を呈しています。

なお、こうした豊かな自然環境を背景に、南東部は南三陸金華山国定公園に指定されているほか、北限の群棲地である鱒淵川のゲンジボタル、横山不動尊内の池のウグイ、翁倉山のイヌワシなどが国指定天然記念物に指定されています。

(3) 気候

気候条件は、最高気温と最低気温の差が大きい内陸性気候となっていますが、冬季の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあっては、温暖な住みよい条件を有しています。



資料：宮城県統計年鑑

(4) 沿革・歴史

「登米」の名前が見られるようになったのは、奈良時代の700年代後期で、坂上田村麻呂が北上川流域の平原越しに北方遙かなたの山々を望み「遠山の里」と呼んだことが、地名の由来ともいわれています。

奥州藤原氏滅亡後、登米一帯は葛西氏の領有となり、豊臣秀吉の奥州仕置きで葛西氏が滅び、直後の大崎・葛西一揆を経て伊達領となりました。現在、米の品質日本一の大賞の誉れに輝いているひとめぼれやササニシキを産する登米は、伊達領となった江戸時代も米を北上川の水路によって仙台に出荷する川港として栄えており、かの松尾芭蕉も、北上川を遡って登米経由で、衣川が、和泉ガ城を巡って北上の大河に合流する平泉に向かったとされています。

こうした、北上川の舟運による流通拠点としての繁栄を背景に、明治維新後の一時期には県庁も置かれるなど、当地方の政治・経済、そして文化の中心として隆盛を極めました。

その後、明治・昭和の大合併を経た、旧登米郡8町の「迫町・登米町・東和町・中田町・豊里町・米山町・石越町・南方町」と旧本吉郡「津山町」のあわせて9町は、平成の大合併により、平成17年4月1日に登米市となり、現在に至っています。

2. 登米市の景観特性

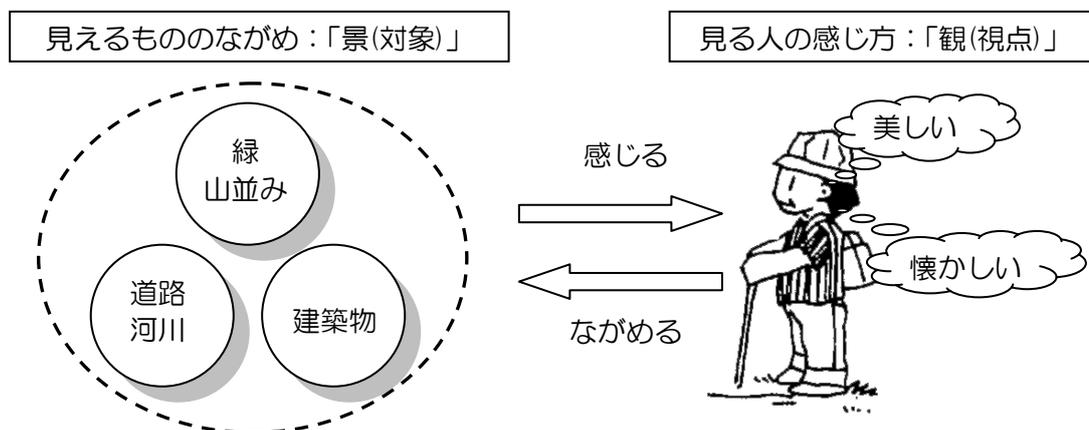
(1) 景観の捉え方

① 「景観」とは

「景観」とは、日ごろから目にしている「緑・山並みなどの自然や、道路・河川、建築物などの街並みなどを、一体的にながめ、感じた様子」のことで、物的な対象としての「景色・風景」に、見る人の「心情」を加えた意味を持ちます。

また、「景観」は、「見ることのできる環境」ともいわれ、周囲の環境の良し悪しを、空間的に「見る」ことにより、関連性や調和性を測る「ものさし」になり得る性質を持っています。

元来地域が有する地形や気候、植生など「もともとの自然」のなかで、人々はその恵みを得ることによって共生し、その歴史や文化を培って来ました。登米市の「景観」は、「見ることのできる環境」だけでなく、これらが醸し出す風土や、歴史・文化的価値、市民の郷土に対する愛着など、「目に見えない環境」も含めたものとして捉えます。



② 「景観」の特徴

○見る人の感じ方(「観」)によって、景観の評価が異なる特徴があります。

見えるもののながめである「景」は、見る人の感じ方によって評価が異なる特徴があります。

これらは、歴史・文化の重要性に重きを持つ考え方、都市としての利便性や賑わいに価値を置く考え方、自然こそ尊いものとする考え方など、見る人の価値観の違いに要因があります。

このため、様々な考えを広く聞きながら計画づくりを進め、「どのような景観が望ましいのか」について、市民が共有することが重要となります。



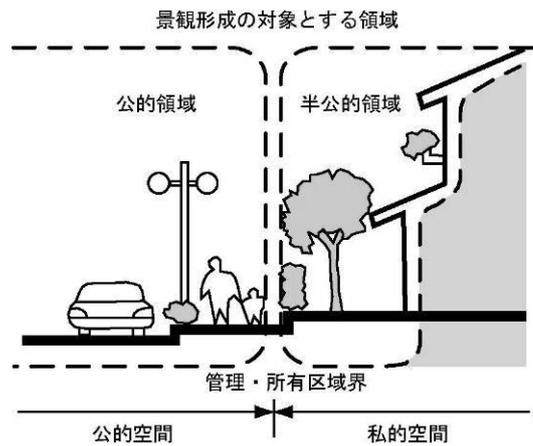
この景観から、どの様な印象を受けますか？

○「私的な空間」であっても、景観的には「公共性」があるという特徴があります。

土地や建物などの「物質的なもの」が私有財産であっても、周辺に影響を与える「見えるもののながめ」の一部として、「公共性」を持っています。

住宅などの建物は私的な空間、所有物ですが、街並みを形成する景観要素の一部として、その景観に影響を与えることから、「景観」の側面からは、半公共的な領域と捉えることができます。

景観形成は、市民ひとり一人がこの「公共性」を認識し、周辺景観に気配りした行為(土地利用や建物の建築)が「できるか」、または「していくか」が、重要なポイントとなります。



○様々な景観要素が重層的に捉えられ、構成される特徴があります。

一面に広がる水田と伝統的な様式の家屋で構成される集落、その背景をなす斜面緑地などが重層的に重なり、いわゆる「里山景観」が構成されます。

こうした景観は、景観要素としての形態・性質も異なれば、その所有者や管理者も様々です。

景観形成は、様々な担い手による協働なくして進めることができない点に特徴があります。



(2) 景観の類型化

登米市の景観形成は、「見た目の美しさ」だけを追求するのではなく、先人から継承された地域固有の風土や文化を大切にするという「地域性」を重視することが重要となります。

ここでは、私たちが共通認識として持つべき、景観特性を整理するため、登米市の景観を同質性から類型を設定します。

1) 景観の性質による分類

本市の景観は、性質的な違いから、次のとおり「自然的景観」「都市的景観」「歴史的景観」の3つに大別されます。

①自然的景観

山、山並み、段丘などの地形や河川、独立樹など、まちの成り立ちの基本的な骨格を形づくるものであり、登米市の個性を創り出す基盤となっているもの

②都市的景観

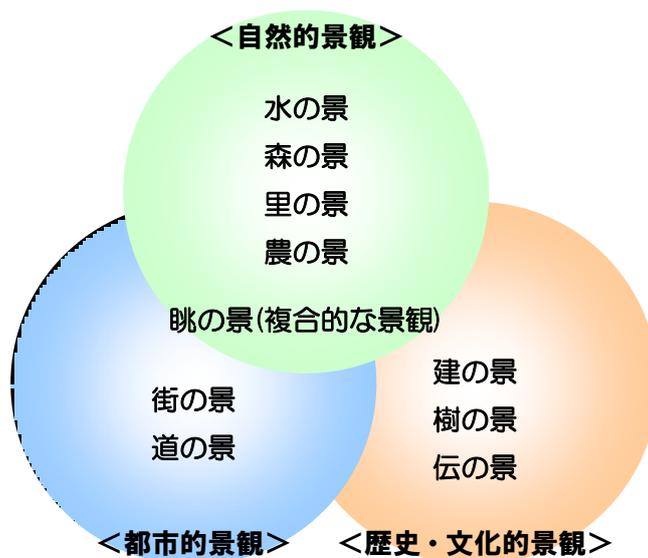
道路や鉄道、公共施設や住宅地工業地などの都市的な生活を支える都市施設や土地利用など、登米市の風土や文化を残しながらも現在の暮らし方を反映するもの

③歴史・文化的景観

街道や歴史的建造物、社寺などの長い間に醸成されてきた登米市固有の歴史文化を伝えるもの

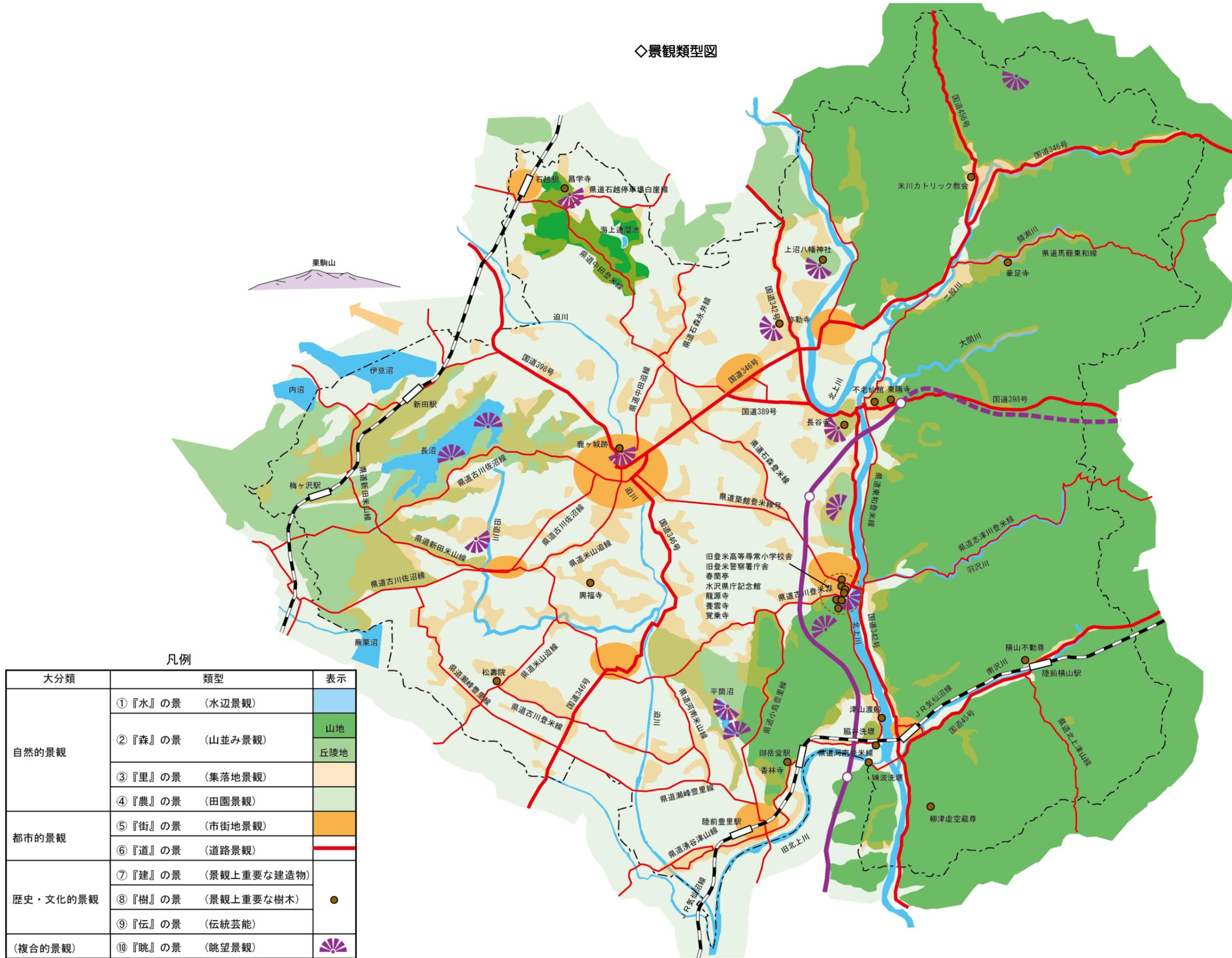
2) 景観類型

3つに大別された景観を、本市の地域性も勘案しながら、次の10区分に類型化します。



大分類	類型	概要
自然的景観	水 ^{みず} の景（水辺景観）	・北上川の雄大な流れや、良好な自然の残る伊豆沼・内沼、蕪栗沼など、「水の里」としての地域の成り立ちを支える重要な景観資源で構成される景観
	森 ^{もり} の景（山並み景観）	・北上山地や瀬峰丘陵など、本市の自然の豊かさを演出する森林等で構成される景観
	里 ^{さと} の景（集落地景観）	・「いぐね」や入母屋造の家屋など、自然とともに共生してきた歴史文化が表れ、ふるさとを感じさせる集落地の景観
	農 ^{のう} の景（田園景観）	・豊かな自然と共生してきた地域の暮らしの息づかいを伝える、市の西部の広大な農地や地形を生かした棚田などで構成される景観
都市的景観	街 ^{まち} の景（市街地景観）	・住宅地、商業地、工業地などの土地利用に応じ、住宅、店舗、工場などの様々な建築物、構造物で構成される景観
	道 ^{みち} の景（道路景観）	・国道342号などの道路で、重要な眺望点、まちの印象を左右する重要な景観軸
歴史・文化的景観	建 ^{けん} の景（景観上重要な建造物）	・「みやぎの明治村」は、風格ある歴史・文化を語る重要な景観のほか、東和町米川や中田町石森など各地区の市街地に残る土蔵造りの商家建築物、昌学寺や興福寺など地域の歴史を象徴する社寺建築物など、地域の歴史・文化を表し、景観形成上重要な建造物
	樹 ^き の景（景観上重要な樹木）	・日根牛の大クリなど、地域における景観の象徴、目印となるの高木や巨木などの景観形成上重要な樹木
	伝 ^{でん} の景（伝統芸能）	・地域の人々の心象的な風景を形成し、格調高い歴史・文化を演出する登米能や日高見流浅部法印神楽などの伝統芸能
(複合的景観)	眺 ^{ちよう} の景（眺望景観）	・広大な農地を介した見通しや、大パノラマが得られる玉山や草飼山など小高い丘からの眺望など

◇ 景観類型図



凡例

大分類	類型	表示
自然的景観	①『水』の景 (水辺景観)	
	②『森』の景 (山並み景観)	
	③『里』の景 (集落地景観)	
	④『農』の景 (田園景観)	
都市的景観	⑤『街』の景 (市街地景観)	
	⑥『道』の景 (道路景観)	
歴史・文化的景観	⑦『建』の景 (景観上重要な建造物)	
	⑧『樹』の景 (景観上重要な樹木)	
	⑨『伝』の景 (伝統芸能)	
(複合的景観)	⑩『眺』の景 (眺望景観)	

(3) 類型別の景観特性

1) 「水の景」の景観特性

○地域の成り立ちを支える豊かな水

「登米(とよま)」の地名の由来と言われる「遠山(とおやま)」は、険阻な土地であったとされ、岡谷地などの地名に残るように、野谷地だらけで川も度々はんらんを繰り返した湿地帯であったとされています。

こうした土地は、「近世北上川改修の祖」とされる仙台藩の一人・登米伊達家初代宗直の手により、河川改修が行われ、今の中田町川面に設けた「相模土手」によって新田となり、宮城県有数の米どころ「登米」につながっています。

かつて人々を苦しめた「水」は、肥沃な登米耕地となり、そこで生産される良質な米は、江戸時代に北上川の「水路」によって仙台に出荷され、その川港としての繁栄が、明治初期に県庁が置かれた起源ともなっています。

また、伊豆沼・内沼、長沼、蕪栗沼などに代表されるように、国際的にも貴重なラムサール条約指定登録湿地である水辺も、地域を象徴する景観となっています。

このように、「水」は、本市の歴史風土を形成し、「水の里」としての地域の成り立ちを支える重要な資源となっています。

2) 「森の景」の景観特性

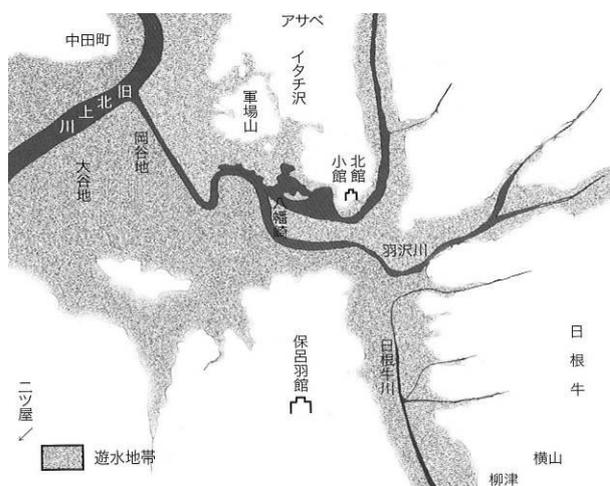
○多彩な地形がつくる変化に富んだ景観

北上川の東側は、北上山地の西斜面を構成する標高差のある山地で占められ、西側は築館丘陵の先端に位置する瀬峰丘陵や金鶏山地、北上山地から分離した米山・豊里の山地が分布しており、大半が平坦部である中であって、多様な地形が形成されています。

また、延長249kmにわたる北上川の流路の中で、最も大きく蛇行した場所である曲袋のほか、中田地区南側には、旧河道と認められる地形も残っています。

こうした地形条件は、山地の森林や丘陵地などに広がる樹林の自然に囲まれた景観を形成するほか、見通しのきく平坦地は空間の豊かさを、アップダウンのある丘陵地は、景観に変化を与えるなど、多彩な景観を構成しています。

◇中世の登米地域



出典：登米物語



北上川



迫地区の丘陵地

○自然の豊かさを演出する森林景観

本市の東部、北上川の東側は、岩手県から南下する北上山地の西斜面で、大半が山地及び丘陵地で構成されています。

これら山地地形は森林に覆われ、津山地区と石巻市の境界にある翁倉山高津森にかけて400m程度の標高で山並みが形成され、北上川対岸の平坦地からは、市街地や田園集落地の背景となって、自然の豊かさを演出する景観要素となっています。

また、東和地区の二股川、登米地区の羽沢川や津山地区の南沢川などの河川とこれに沿って配置される道路、沿道の集落地、農地などがコンパクトにまとまった、緑豊かな景観が形成されている点に特徴があります。



北上川東側の山並み



柳津付近

3) 「里の景」の景観特性

○ふるさとも感じさせる集落地の風景

集落地は、かつて水の氾濫に備え、水田から一段高い丘陵地の裾に形成されている場合が多く、背景の里山、伝統的な様式の家屋、前面に広がる農地が一体となった、ふるさとも感じさせる集落地の景観を呈しています。

また、農地の中に散居の形態をとる場合は、冬季の風雪等を避けるための垣根である「いぐね」が設けられ、平坦地に緑が浮かぶ風景は、この地方独特の特徴といえることができます。



背後の里山と伝統的様式の家屋

4) 「農の景」の景観特性

○ふるさとを感じさせる田園集落の風景

北上川の西側は、大半が平坦地形であり、豊かな水に支えられた良質な米を産出する農地が広がっています。全国的に転作が進んだ中であって、夏は一面が緑色に、秋は黄金色に染まる風景は、壮観でさえあります。

また山間地には、傾斜地形に合わせた棚田が設けられ、周辺の森林と一体となった独特の風景を形作っています。

これら農地によって構成される田園景観は、自然に働きかけ、また自然から多くの恵みを受けてきた、いわば自然との共生が具体化されたものであり、それぞれの地域における暮らしの息づかいが感じられる文化的な景観とすることができます。



広大な広がりを見せる米山の田園風景

5) 「街の景」の景観特性

○街並みの連続性・活気が失われつつある商店街

商業の動向が示すように、市民の生活圏の拡大による購買力の流出や幹線道路沿道などへの大規模店舗の立地に伴い、各地区の中心だけでなく、最も規模の大きな迫地区においても、既存の市街地の空洞化が進んでいます。

このため、廃業などによる空店舗が増加し、商店街としての連続性だけでなく、にぎわいや活気が失われた景観へと、大きく変化しようとしています。



迫地区の商店街

○都市化・没個性化が進む中心市街地

既存の市街地の空洞化をもたらした大規模店舗の立地は、若年層を中心に「都会的になった」と評価する一方、「他の都市と変わらなくなった」という意見もきかれます。

特に、迫地区の中心市街地においては、全国もしくは広域的なチェーン展開を行っている資本によって、一律的なデザインの店舗が立地し、個性や地域の特性が失われつつあります。



大規模店舗の立地が進む中心市街地

○地域のシンボルとなる観光関連施設

鉄道駅の少ない本市は、地域の核が必ずしも明確でありませんでした。人が集い、交流する拠点として、道の駅など各種の観光関連施設の立地が進んでいます。

これらの施設は、各地区の特性に配慮したデザインが工夫され、目印やシンボルとして機能しつつあります。



道の駅「林林館」

6) 「道の景」の景観特性

○まちの骨格を形成し、眺望点ともなる道路景観

道路は都市の骨格を形成するとともに、その沿道に様々な土地利用や建築物の立地が進むため、景観の変化や新たな景観の発生を促す働きをもっています。

特に本市は、鉄道が北西端と南端をかすめるように配置されていることから、様々な都市活動や暮らしは、これら道路を移動することによって成り立っています。

このため、景観は道路を眺望点とする場合が多く、その良否が本市の景観の印象を大きく左右するものと考えられます。



県道東和登米線沿道の景観

7) 「建の景」の景観特性

○格調ある歴史文化を語る「みやぎの明治村」

かつて、葛西氏や伊達氏の居館が築かれ、また北上川の舟運の川港として繁栄をとげたことを背景に、一時期は県庁も置かれるなど当地方の行政や経済、文化の中心として隆盛を極めました。

このため、旧登米高等尋常小学校校舎(現・教育資料館)や登米警察署庁舎(現・警察資料館)など、明治初期の文明開化をしのばせる洋風建築物、水沢県庁庁舎(現・水沢県庁記念館)や蔵造りの商家などが残されており、現在では「みやぎの明治村」として多くの観光客の方が来訪しています。



前小路の街並み

また、前小路、後小路など、かつての町割りの名称も残る中、藩政時代の武家屋敷の一つである「春蘭亭」を観光客の休憩所として開放するなど、往時の歴史・文化を語る歴史的建造物が集積しています。

○伝統的な建築様式が残る街並み

本市は、舟運の川港として発展し、鉄道駅の配置が進まなかったことから、交通体系等の変化に対応できず、結果として急速な都市化を免れました。

このため、各地区の市街地には、伝統的な建築様式による建築物が往時をしのばせる街並みを形成しています。特に登米地区を中心として、屋根材に天然スレートを使用した建築物が地域の佇まいを醸し出しています。



米川の街並み

○地域の歴史文化を象徴する社寺建築物

本市には、六角形の青い屋根に二階建ての土蔵造りで仏堂に洋風の建築様式が加えられた六角堂を有する興福寺をはじめ、昌学寺、横山不動尊など、各地区の歴史・文化を象徴する社寺が市全域にわたって分布しています。

これら社寺には、イチョウヤカヤ、ケヤキ、しだれ桜などの古木・巨木も残され、地域のシンボルとして、多くの市民に親しまれています。



興福寺六角堂

8) 「樹の景」の景観特性

○地域の景観の象徴、目印となる高木や巨木

社寺境内地のほか、市全域にわたり、イチョウヤカヤ、ケヤキ、しだれ桜などの景観上重要な古木・巨木が残されており、地域のシンボルとして、多くの市民に親しまれています。



中田地区に残るもみじの巨木

9) 「伝の景」の景観特性

○市民の心の拠りどころ、格調高い歴史文化を演出する伝統芸能

登米能や日高見流浅部法印神楽などの伝統芸能が伝承され、地域の人々の心の拠りどころとなって心象的な風景を形成しているほか、とよま茶会などの催事が、格調高い歴史・文化を演出する重要な景観資源となっています。



岡谷地南部神楽

10) 「眺の景」の景観特性

○見通しが空間的な豊かさを表す眺望

北上川西側の平坦地に広がる農地は、見通しのきく眺望景観を与え、空間的なゆとりや豊かさを感じさせるだけでなく、山地や丘陵地の緑が背景となる場合は、自然の豊かさを一層引き立てる景観となります。



見通しに優れた眺望景観

○大パノラマを得ることのできる眺望点

玉山や草飼山、金鶏山など北上川西側の平坦地に形成されている小高い山・丘は、雄大なパノラマ景観をえることのできる眺望点となっています。

これらの小高い山・丘は、周辺から眺められる景観資源であると同時に、眺める場所としての役割を担っているということができません。



草飼山からの大パノラマ

3. 景観阻害要因の整理

○荒廃化の進む森林・農地

自然の豊かさを演出する要素である森林や、ふるさと感じさせる田園集落景観の重要な要素である農地は、従業者の高齢化や担い手不足など、農業・林業を取り巻く環境の悪化から、耕作放棄や管理の不足が進みつつあり、良好な景観を損ないつつあります。

また、資材や廃棄物の集積場、作業場などが散在し、雑然と資材や廃材等が置かれて周辺の自然的な景観の魅力を損ねている場合もみられます。

○水質の悪化、水辺の管理

「水の里」の重要な資源である河川や沼などの水辺については、水質の悪化やゴミのポイ捨て、雑草の繁殖などにより、良好な景観が損なわれているという指摘があります。



市民ボランティアによる清掃・草刈

○増加傾向にある空き家・空店舗

人口の減少や高齢化による空き家、市街地の空洞化に伴う既存商店の廃業などによる空店舗の増加が進んでおり、老朽化も伴って街並み景観を損なっている場合が少なくありません。また、にぎわいや活気が失われ、地域のイメージを低下させる要素ともなっている状況にあります。

○調和や統一感を損なう建築物・構造物

登米地区東部の、北沢一帯にみられる剥離性の高い黒色粘板岩は、長年、陽にさらされても褪色が少ないなど、古くから屋根材や敷石などに利用される「スレート」であり、かつて年間5万坪ものスレートが生産されていました。これら登米産のスレートは、日本の代表的な建築物である東京駅や高輪プリンスホテルの屋根材にも利用されています。

このスレートは、本市の建築物に多く活用され、渋みのある黒色の屋根で統一された町並みは、固有の景観を形成しています。しかしながら、建築様式、工業製品による建材の多様化やスレート葺き職人の後継者不足等により、これまでの街並みとは異なる形態や色彩・素材による建築物の新築、増改築が進んでいます。

特に、伝統的な様式が多い市街地や田園集落地においては、これらの立地がまとまりや調和のある景観を損ねている場合が少なくありません。

また、電線や電柱、統一感やデザイン的な配慮の不足したサイン・案内板などが、街並みに雑然とした印象を与える要素となり、歴史・文化を感じさせる街並みの魅力を低下させている場合もみられます。

○自然的景観から際だつ工作物

森林や広がりのある農地の中に配置される高圧鉄塔や携帯電話の電波塔は、高さが高く、自然要素と人工物の対比によって目立ちやすいため、良好な景観を損ねているという指摘が少なくありません。

また、河川や沼などの水辺景観に配慮せず設置された護岸なども、目立ちやすい人工の工作物といえます。



目立ちやすい携帯電話の電波塔

○眺望を遮り、周辺と調和しない屋外広告物

屋外広告物は、視覚的に認識されることを目的として設置されるため、目立ちやすい場所に、原色を用いた大きな表示面となることが多くなっています。

このため、見通しのきく眺望景観が特性となっている道路の沿道に設置されてそれを遮る場合や、歴史的景観資源に隣接して設置し、景観的な不調和をもたらしている場合が少なくありません。



乱立する屋外広告物

4. 景観形成を進める上での課題

(1) 類型別の景観特性を踏まえた課題

1) 「水の景」の課題

○水辺景観の維持・向上

- ・重要な自然的景観資源である河川、沼やため池などの水辺については、その景観そのものの保全が必要となっています。
- ・良好な景観を形成している水辺については、水質の悪化やゴミのポイ捨て、雑草の繁殖などによって、それらが損なわれている場所もあることから、水質の浄化に向けた取組のほか、適切な清掃・維持管理が求められます。
- ・治水機能を高める観点からコンクリート護岸などによる改修が進められ、ゲンジボタルが自生する鱒淵川のような自然な水辺空間が少なくなっており、景観的な調和も不足していることから、生物生態系の保全にも配慮した景観の改善・向上も望まれます。

2) 「森の景」の課題

○森林・樹木の保全とそれに向けた支援

- ・林業を取り巻く環境は厳しさを増しており、従業者の高齢化や担い手の不足から間伐施業の未実施の森林などがあることから、産業振興も含めた適切な支援が必要となっています。
- ・スギなどの植林による森林の景観は、まとまりのある緑の景観を呈する一方で、四季の変化に乏しいという意見もあり、落葉樹との混合林の形成に向けた取組の検討が求められます。

3) 「里の景」の課題

○ふるさとも感じる田園集落景観の保全

- ・丘陵地の裾に配置される集落地の背景となる里山、農地の中に散居の形態をとる集落の「いぐね」は、生活様式の変化や居住者の高齢化などによって、適切な維持管理が難しくなっています。これらは、ふるさとも感じる田園集落景観の重要な景観要素であることから、その保全に向けた適切な支援が求められます。
- ・集落を形成する家屋は、入母屋造りに黒色の瓦葺やスレート葺の傾斜屋根など、伝統的な様式によるものが多く、一定のまとまりや統一感があることから、一定のルールを設定し、良好な田園集落景観を保全することが望まれます。

4) 「農の景」の課題

○農地の保全とそれに向けた支援

- ・農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、林業と同様に従業者の高齢化や担い手の不足から耕作放棄地が増加しています。特に、機械を用いた農作業が困難な、山間部などの棚田を中心に、こうした傾向が顕著になっていることから、農業としての振興も含めた適切な支援が必要となっています。
- ・水稻を主とした統一的な作付けが維持されており、まとまりのある壮観な風景が形成されているため、これらの保全も望まれます。

- ・棚田や自然の残された用水路など、田園風景を構成する固有の景観要素の維持や調和への配慮が求められます。

5) 「街の景」の課題

○登米市のイメージを高める市街地景観の魅力の向上

- ・大規模店舗の立地が進んだ迫地区、南方地区にまたがる中心市街地は、都市計画マスタープランにおいて「都市の核」として商業業務機能の配置・集積を目指す方向が示されています。
- ・現在はにぎわいや活気が感じられる一方で、個性が不足した建築物や原色を用いた規模の大きな屋外広告物などが氾濫しているため、建築物・屋外広告物等の規模・配置、意匠形態、色彩などに一定のルールを設定し、本市の核にふさわしいイメージや魅力の感じられる景観を誘導することが必要となっています。

○落ち着いた・やすらぎの感じられる住宅地の景観の維持・創出

- ・アンケート調査によれば、暮らしの場となる住宅地には、「落ち着いた」「やすらぎ」が指向されていることから、敷地内の緑化や建築物等の規模や配置、意匠形態、色彩など、地区の特性に応じた一定のルールを設定することが望まれます。

○公共建築物等の積極的な景観的配慮

- ・「みやぎの明治村」に近接する立地に配慮し、傾斜した大屋根をのせた登米総合庁舎や、林業を基幹的な産業とする地区の特性を踏まえた津山もくもくランドのように、公共建築物は、市民や事業者による景観形成の模範となって、これらの取組を先導する役割が期待されるため、地区の特性に考慮した積極的な景観形成を進めることが求められます。

6) 「道の景」の課題

○道路を眺望点とする景観の維持・向上

- ・市内外を問わず、移動の大半は自動車によるものであるため、道路を通行することによって眺めることのできる景観は、本市の印象を大きく左右します。特に、道路から農地を介して集落と背景となる森林・樹林が一体となった田園集落景観の眺望、北上川に沿って水面が見え隠れする眺望などは来訪者の評価も高いことから、見通しの確保や道路と沿道が一体となった景観形成により、その維持・改善を進めることが必要となっています。

7) 「建の景」の課題

○みやぎの明治村にふさわしい魅力ある街並みの形成

- ・「みやぎの明治村」の根幹をなす、既存の歴史的建造物の保護と適切な維持管理を引き続き進めることが求められます。
- ・点在する歴史的建造物を結びつけるネットワーク形成に向け、安全な歩行者空間の確保に加え、舗装面や道路占用物の配置・デザインを工夫するなど、道路景観の向上への取組が望まれます。

- ・本市における重要な観光拠点と位置づけられる蔵造り商店街や大手前通りにおいては、「みやぎの明治村」にふさわしい建築物・屋外広告物等の規模・配置、意匠形態、色彩、素材を誘導し、魅力的な街並みを再現・形成することが望まれます。

○風情ある古い街並みの保全・再生

- ・各地区の核に位置づけられる市街地には、土蔵造りの商家建築による古い街並みや、スレート葺き屋根の建築物が残されていることから、一定のルールを設定し、風情ある良好な街並みを保全・再生することが望まれます。

○歴史的景観資源の保全と活用

- ・社寺などの歴史的景観資源は、境内地等に残る特徴的な古木・巨木などの社叢と一体的に、維持・保全することが求められます。
- ・市内各所に点在する歴史的景観資源は、地域のシンボルとして市民に親しまれていますが、本市の歴史文化を表す重要な資源として活用するため、自然的な景観資源も含めたネットワークの形成によって相互を結びつけていくことが望まれます。

8) 「樹の景」の課題

○古木・巨木などの維持・保全

- ・社寺境内地等に残る特徴的な古木・巨木は、地域の目印であるとともに、その歴史文化を表し、伝える重要な景観資源であるため、その維持・保全が求められます。

9) 「伝の景」の課題

○伝統芸能、風習などの継承

- ・地域の歴史文化を伝え、また景観を演出する要素として、伝統芸能などを継承するとともに、森舞台のような披露の場、舞台装置となる風景、街並みの創出・再生が望まれます。

10) 「眺の景」の課題

○眺望点の魅力の向上

- ・眺める対象としての良好な景観資源を活かすためには、それらを眺める場を適切に確保するとともに、その場そのものが魅力的な空間であることが望まれます。

(2) 景観阻害要因の改善に向けた課題

○周辺との調和に向けた景観の改善

- ・自然に特化した景観の中に、工場や作業場、資材置き場、廃棄物処理施設などの点在がみられ、周囲から際だつことによって良好な景観を損ねている場合があります。このため、目立たない場所への配置誘導や緑化修景などによって、周辺の景観にとけ込ませる工夫が求められます。

○屋外広告物の適切な誘導

- ・道路を通行することによって眺めることのできる景観は、本市の印象を大きく左右しますが、視覚的に認識されることを趣旨として設置される屋外広告物は、目立ちやすく、良好な景観を損ねている場合が少なくありません。このため、道路からの見通しのきく眺望を損ねることのないよう規模や配置、色彩など、必要となる一定のルールを設定し、適切に誘導することが求められます。
- ・良好な自然的景観や風情が感じられる歴史的景観など、屋外広告物の設置が周辺景観を著しく損なう場合は、設置の禁止を含めた抑制策を講じていくことも望まれます。

○周辺に調和しない建築物・構造物等の適切な誘導

- ・都市計画マスタープランに位置づけのある、工業や流通業務機能の誘致によって、新たな市街地の形成を目指すIC周辺エリアや、これに連担して需要に応じた新市街地の形成を誘導する新市街地規制・誘導エリアにおいては、建築物等の規模・配置、意匠形態、色彩、素材を適切に誘導し、周辺景観に調和した質の高い市街地景観を創出することが求められます。
- ・高圧鉄塔などの工作物は、自然に特化した景観において目立ちやすく、近年においては特に携帯電話の電波塔が各所に配置され、景観を損ねているとする指摘が少なくありません。このため、設置の禁止を含めた抑制策のほか、規模や配置、色彩など一定のルールを設定することが望まれます。

(3) 景観形成推進上の課題

○市民の景観に対する意識の醸成

- ・アンケート調査結果が示すように、市民の景観形成に対する興味や関心は高いことから、今後一層、景観に対する意識を高めると同時に、こうした意識の高まりを実践へとつなげるための様々な取組が必要となります。
- ・景観形成に必要な制限やルールは必要と感じながらも、「ある程度」という条件のもとで協力可能という結果が示されているため、これらの必要性への理解を促すための積極的な情報公開・交換が求められます。

○市民の主体的な景観形成を促す仕組みづくり

- ・本市における景観形成は、市民の参加・取組が不可欠となっているため、活動の母体となる組織の設立や技術的な助言、具体的な取組に対する費用補助など、市民の主体的な取組を支援する仕組みを構築することが求められます。

○市民・事業者・行政による協働体制づくり

- ・景観形成を効率的・効果的に進めるためには、市民・事業者・行政が適切な役割分担と相互の連携により、協働することが不可欠となっています。このため、市民相互、市民と行政が情報を共有し、協議する場など、協働を可能とする体制の確立が求められます。
- ・本市における景観は、水辺、農地、森林や道路からの眺望など、眺める対象や眺める場所(眺望点)が多岐にわたるだけでなく、農地や森林の保全などは、産業振興策と連動して進められることが不可欠であるため、市行政各分野の横断的な連携に向けた庁内体制の確立も必要となります。

第3章 登米市における景観形成の方針

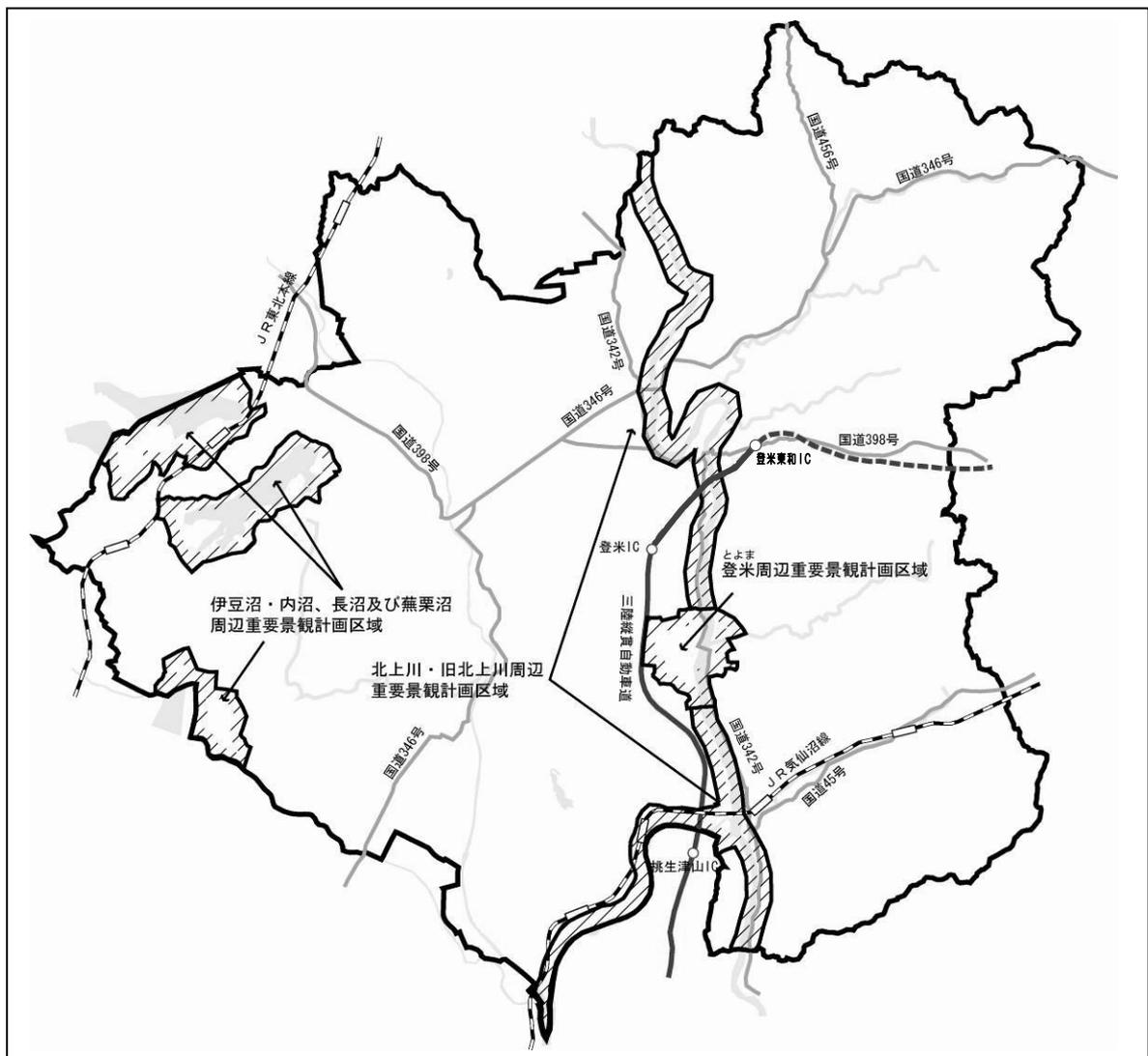
1. 計画の区域

(1) 景観計画区域

登米市の景観は、田園風景などの眺望景観に優れていることに特徴があり、その保全が重要となります。これら眺望景観は、例えば、視点近傍の建築物、その背後に広がる農地、その背景となる遠景要素の山並みなどの景観要素が、重層的に見えることで成り立つものであることから、市全域にわたる要素の保全・活用、改善、創出、育成に、総合的に取り組む必要があります。

以上のことから、景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域は市全域とし、市をあげて景観形成を進めます。

◇景観計画区域



【景観計画区域の設定理由】

景観計画区域を市全域とする理由は次のとおりです。

- ・登米市の特徴を表す重要な景観資源が全市に渡って分布しており、それらの保全や阻害要因の改善など、総合的・体系的な景観形成を進めるため
- ・周囲の山並みや広がりのある田園風景など、良好な眺望景観を確保するため
- ・都市計画区域外における適正な土地利用や建築行為のコントロールを図るため

(2) 重要景観計画区域

市全域での取組が必要となる一方で、重要性や緊急性などの観点から、優先的に取り組むことも求められ、同時にその区域における取組が、周辺へと波及していくことも見込まれます。

このため、景観計画区域のうち、本市の景観形成を進める上で特に重要な区域であり、重点的な景観形成を進めることによって、市全域の取組を先導していくことが期待される区域を重要景観計画区域と位置づけます。

1) ^{とよま}登米周辺重要景観計画区域

下図の区域を^{とよま}登米周辺重要景観計画区域とします。

◇^{とよま}登米周辺重要景観計画区域



【^{とよま}登米周辺重要景観計画区域の設定理由】

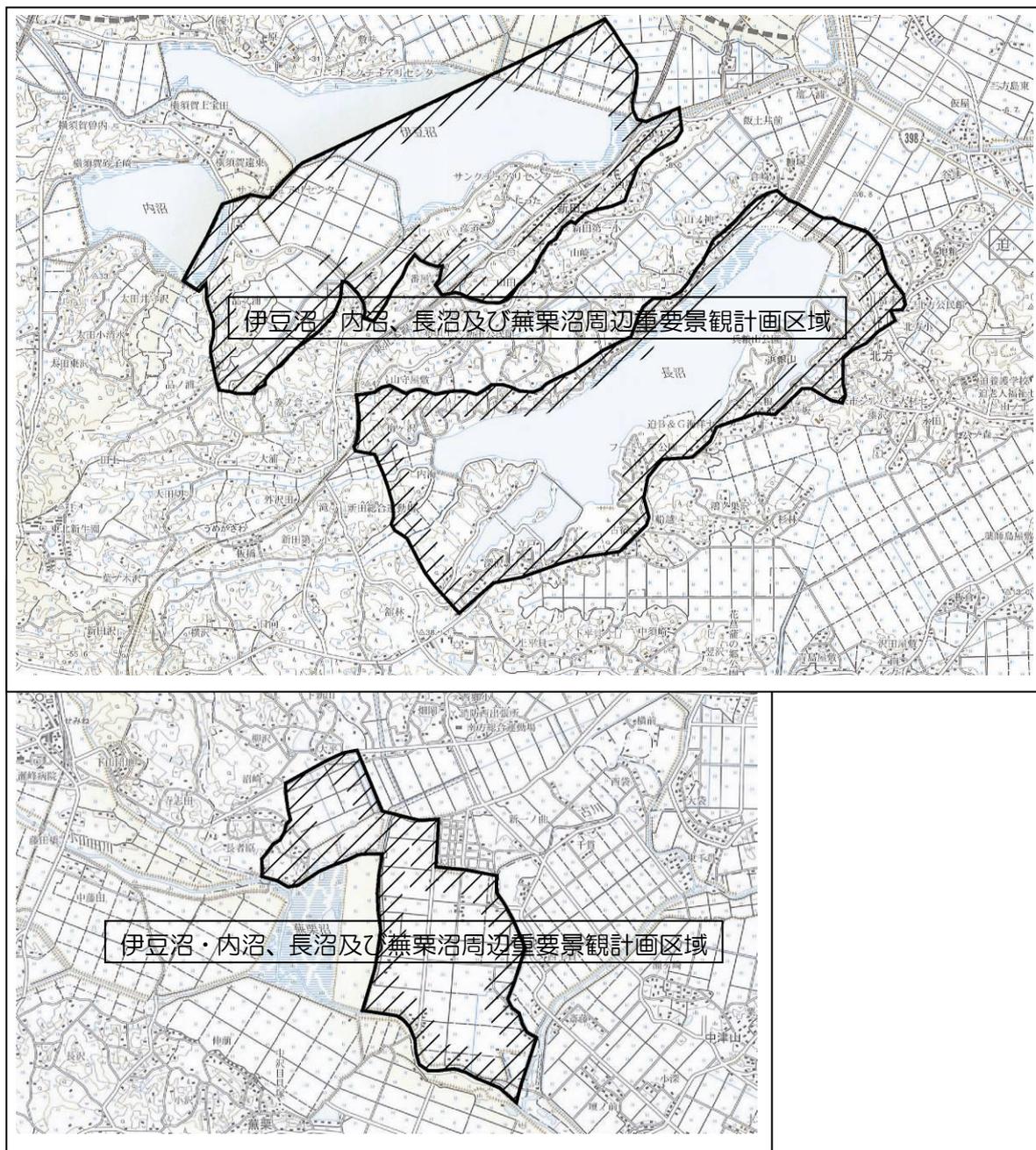
^{とよま}登米周辺重要景観計画区域を上図の全域とする理由は次のとおりです。

- ・「みやぎの明治村」を中心に、これと一体となって保全・活用することが求められる景観資源を含む区域であること
- ・背景となる山地・丘陵地の森林など、街並みと一体的に景観形成を進めることが望まれる区域であること

2) 伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域

下図の区域を伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域とします。

◇伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域



【伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域の設定理由】

伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域を上図の全域とする理由は次のとおりです。

- ・ラムサール条約指定湿地としての区域を中心に、これと一体となって保全・活用することが求められる景観資源を含む区域であること
- ・背景となる山地・丘陵地の森林、田園風景など、水辺景観と一体的に景観形成を進めることが望まれる区域であること

3) 北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域

北上川及び旧北上川河川区域及び同区域より両側50mの区域を北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域とします。

◇北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域



【北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域の設定理由】

北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域を上図の全域とする理由は次のとおりです。

- ・「水の里」を育んできた歴史・文化的にも重要であること
- ・河川区域と一体となって、一体的に景観形成を進めることが望まれる区域であること

2. 景観の目標

(1) 景観の目標像

景観形成を進めるにあたって、目標とする景観の姿は、「登米市総合計画(平成18年3月)」の将来像である「夢・大地 みんなが愛する水の里」を踏まえ、次のように掲げるものとします。

豊かな自然と歴史・文化が暮らしに息づく 稔りの里

登米市は、国際的にも貴重なラムサール条約指定登録湿地である伊豆沼・内沼・蕪栗沼や長沼、北上川や迫川などの水辺、北上山地を構成する山地や丘陵地に広がる森林、宮城県有数の米どころを支える農地などの自然的景観資源に恵まれています。

かつて、川が度々氾濫した湿地帯で、「遠山(とおやま)」の名が示す険阻な土地は、先人の知恵と努力によって肥沃な登米耕地となり、そこで産出される良質米を出荷する川港としての繁栄が、県庁が置かれた明治初期から現在につながっています。

このように、登米市の景観は、自然に働きかけ、その自然から多くの恵みを得た暮らしの営みが表れたものであり、私たちと自然が共生してきた文化を映すものといえます。

登米市が目指す景観の姿は、こうした豊かな自然、先人が築いた歴史・文化を大切に守りながら、その上に、誰もが暮らしに夢を持ち、誇りに思える魅力あるまちが育まれた、「稔りの里(=水がもたらす豊穡とともに生きる美しいふるさと、景観形成への取組が実を結んだまちの姿)」とします。

(2) 景観形成の理念

景観の目標像を実現に向けた景観づくりを進める上で、根本に据える考え方として、景観形成の理念を次のように掲げます。

再生と創生

登米市の重要な財産として、『風格ある歴史・文化を表す風景を引き継ぎ、自然と共生したふるさとの風景を取り戻す』ことによって、その価値を高めていくとともに、今ある景観を守るだけでなく、まちの持続的な発展や現在に生きる私たちにとって心地よく、にぎわいや活力の感じられる景観など、『景観に新たな価値や魅力を加える』ことを、景観の目標像の実現に向けた景観形成を進める上で、根本に据える考え方としての景観形成の理念とします。

(3) 景観形成の基本目標

景観の目標像を実現するため、何を「まもり(保全)、いかし(活用)」、「よいものにし(改善)」、「つくり(創出)」、「そだてる(育成)」が必要となるのか、基本目標として次の4つの方向を示します。

<景観形成の基本的な考え方>

- 『まもり(保全)、いかす(活用)』：守るべき景観を適切に守るとともに、これらを活かし、その魅力をさらに高めること
- 『よいものにする(改善)』：良好な景観を損ねている部分を取り除き、良いものとする
- 『つくる(創出)』：新しい本市の魅力、心地よさに包まれたまちを創り出すこと
- 『そだてる(育成)』：市民共有の財産として、ともに育てていくこと

基本目標①
『まもり、
いかす』

**ふるさとの風景の価値を認め、
さらに高めて次代に継承する**

私たちの暮らしの場である見慣れた風景は、人と自然が共生する文化を表す景観として、多くの人を魅了しています。私たちのまちの景観形成は、まず、その価値を認めることから始めます。

私たちの役割は、こうした先人から受け継いだ風景、景観資源に、さらに付加価値を付けて、次の世代に引き継いでいくことにありと認識し、景観形成に取り組みます。

さらに、地域固有の「とよま秋まつり」「上町法印神楽」「岡谷地南部神楽」「綱木三里大名行列」や「米川の水かぶり」などの伝統・文化を守り活かし、次代に継承する活動を地域と協働で取り組みます。

基本目標②
『よいものにする』

**自然と共生して築き上げた文化を尊重し、
調和のある風景・街並みに改善する**

多くの恩恵を受けてきた自然の風景や、江戸から明治、現在へと脈々と受け継がれる風情のある街並みは、過去から現在、未来のそれぞれの時代を登米市に暮らす人々の、共有財産であり、その歴史や文化の積み重ねを尊重することを基本とします。

こうした風景が持つ特徴を捉えて、調和に配慮するとともに、阻害する要因を取り除くことによって改善や修景に取り組みます。

基本目標③
『つくる』

夢や誇りが表れた 魅力的な街の表情を創り出す

自然の風景や歴史を感じさせる風情のある街並みを守るだけでなく、今を生きる私たちにとって心地よく、また未来を生きる人にとって、夢や誇りが感じられるまちへと価値を高めていくことが求められます。

このため、発展を続けるまちとしての風格やにぎわいが感じられる、魅力ある景観の創出にも取り組みます。

基本目標④
『そだてる』

誰もが協力し合って 美しい稔りの里を育てる

登米市の風景は、私たちの土地や家が一体となって形作っているものであるため、景観形成には、市民ひとり一人が主役と自覚することが必要です。

登米市に暮らす人、事業を営む人、訪れる人、市行政など、市に関わる誰もが協力しあって、「稔りの里」を感じさせる美しい風景を育てる取組を進めます。

3. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本方針

○「稔りの里」を支える水辺景観を守り、水とふれあう空間として活かす

伊豆沼・内沼、蕪栗沼、長沼などの池沼や北上川などの河川は、「稔りの里」を支える重要な景観資源であるため、その保全とともに、周辺に立地する建築物などを適切に誘導します。
また、水とふれあうことのできる空間として活用し、その魅力を高めます。

○自然の豊かさを表す森林景観を守り、景観の遠景要素として活かす

登米市の景観の特徴である「眺の景」を構成する景観資源として生かすため、適切に保全します。

○広大な水田や地形を生かした棚田、里山など、自然の恵み豊かな田園景観を守る

平地に広がる、ほ場整備が進んだ農地は、眺望景観を構成する重要な要素として保全するとともに、農道・水路などの農業生産基盤施設、貯蔵・加工・流通施設などの建築物については周辺の良好な景観との調和に配慮した改善に努めます。

また、山間部の棚田など、古くからの形態が残る農地については、適切に保全します。

農地やその背後に広がって、中景・遠景を構成する里山の緑は、登米市の文化を表す景観の重要な景観資源であるため、適切に保全します。

○みやぎの明治村としての風情を守り、地域を代表する資産として魅力を高める

登米市の景観特性の一端を表し、多くの人に親しまれている歴史・文化的な景観資源として、みやぎの明治村を構成する歴史的建造物を大切に保護します。

また、個々の歴史的建造物の魅力をさらに高める視点から、周辺に立地する建築物の誘導や道路空間の修景などにより、風情のある街並みを再生します。

○地域の歴史や文化を象徴する歴史的建造物を守り、活かす

市内各所に点在する歴史的建造物は、それぞれの地域の歴史文化を象徴するものとして適切に維持・保全するとともに、周辺に立地する建築物などの適切な誘導やネットワーク化などにより、それぞれの景観資源が有する価値を活かします。

○地域の象徴・目印となる高木や巨木を守る

古木、高木などの樹木は、それぞれの地域の歴史文化を象徴するものとして適切に維持・保全します。

○歴史・文化の奥行きや先人の心を伝える伝統芸能や風習を守り、活かす

登米能などの伝統芸能や風習などは、市民の心の拠りどころ、ふるさとを感じさせる資源であるとともに、地域の歴史文化を象徴するものとして伝承します。

また、地域の魅力を高める資源として活用するため、これら伝統芸能の披露の場、舞台装置となる風景、街並みを創出・再生します。

○栗駒山をはじめとする周囲の山並みと田園風景への眺望景観を守る

小高い丘や道路などからの眺望を損なうものを抑制、改善することにより、登米市の景観を特徴づける、栗駒山など周囲の山並みへの眺望景観を保全します。

○街並みの連続性を妨げる空家・空店舗を有効活用する

空家や空店舗は、有効活用を検討するとともに、適切な維持管理や活用を促すことにより、街並みとして連続性の確保やにぎわいの感じられる景観へ改善します。

○眺望を妨げる沿道の屋外広告物を改善・誘導する

広がりのある沿道の景観を損ね、眺望を妨げている屋外広告物を改善するため、一定のルールのもとで配置や高さ、規模、色彩などを適切に誘導します。

○風情ある古い街並みを守り、再生する

各地域の中心となる市街地においては、地域の歴史や文化を表す古い街並みが残されていることから、街並みの持つ様式や特徴を適切にとらえ、これらを尊重した建築物の立地や再生を誘導することにより、その風情を守ります。

○「いぐね」のある風景を守り、里山や田園風景と調和した集落地景観を再生する

ふるさとを感じさせる美しい「水の里」の重要な景観資源として、「いぐね」や伝統的な様式を持つ家屋によって構成される集落地景観を維持・再生するため、「いぐね」の適切な維持管理と周辺に調和した建築物等の立地を誘導します。

○にぎわいや楽しさの感じられる街並みを創出し、街のイメージを高める

登米市の中心市街地に位置づけられる佐沼地区等、新たに整備する新市街地などにおいては、古い歴史や固有の文化との調和に配慮しつつ、にぎわいや楽しさが感じられる街並みの創出に向けて建築物や広告物、緑化などを適切に誘導し、夢や誇りの持てる新しい街としてのイメージを向上させます。

○落ち着いたやすらぎのある緑豊かな暮らしの景観を守り、創出する

暮らしの場となる身近な景観については、周辺の景観を損ねる建築物等の立地を抑制するとともに、緑化を促進することにより、落ち着いた、やすらぎの感じられる景観を守り、創出します。

○優れた景観資源を結びつけるネットワークを創出する

個々の優れた景観資源の魅力を高め、有効活用するため、これらを結びつけるネットワークを形成します。

ネットワークを構成する道路においては、遊歩道やサイクリングロードと連携しながら、道路からの景観自体が優れた資源となるよう配慮した整備・修景を進めます。

○沿道の景観と調和した道路景観を創出する

にぎわいのある市街地、農地の広がり、山間地など、道路沿道の景観的な特徴を適切にとらえ、これらに調和した街路樹の植樹、電柱や案内板の設置などにより、快適な道路景観を創出します。

○見慣れた風景の価値への理解を深める

単に「美しさ」や「見た目の良さ」を目指すだけでなく、「見える環境」としての景観形成を進める中で、まちへの愛着や誇りを醸成することを基本に取組を進めます。

このため、まず見慣れた風景の価値を認め、これらを損なうごみのポイ捨ての抑制といったマナーの向上や、身近な場所での日常的な取組を進めるため、市民の景観に対する意識を高めます。

○実効性の高い取組を効果的に進める

景観形成を進める上で重要な区域における優先的な取組、すぐに着手できること・長い年月をかけて実現可能となることなど、メリハリのある取組を継続的・効果的に進めることにより、景観形成の実効性を高めます。

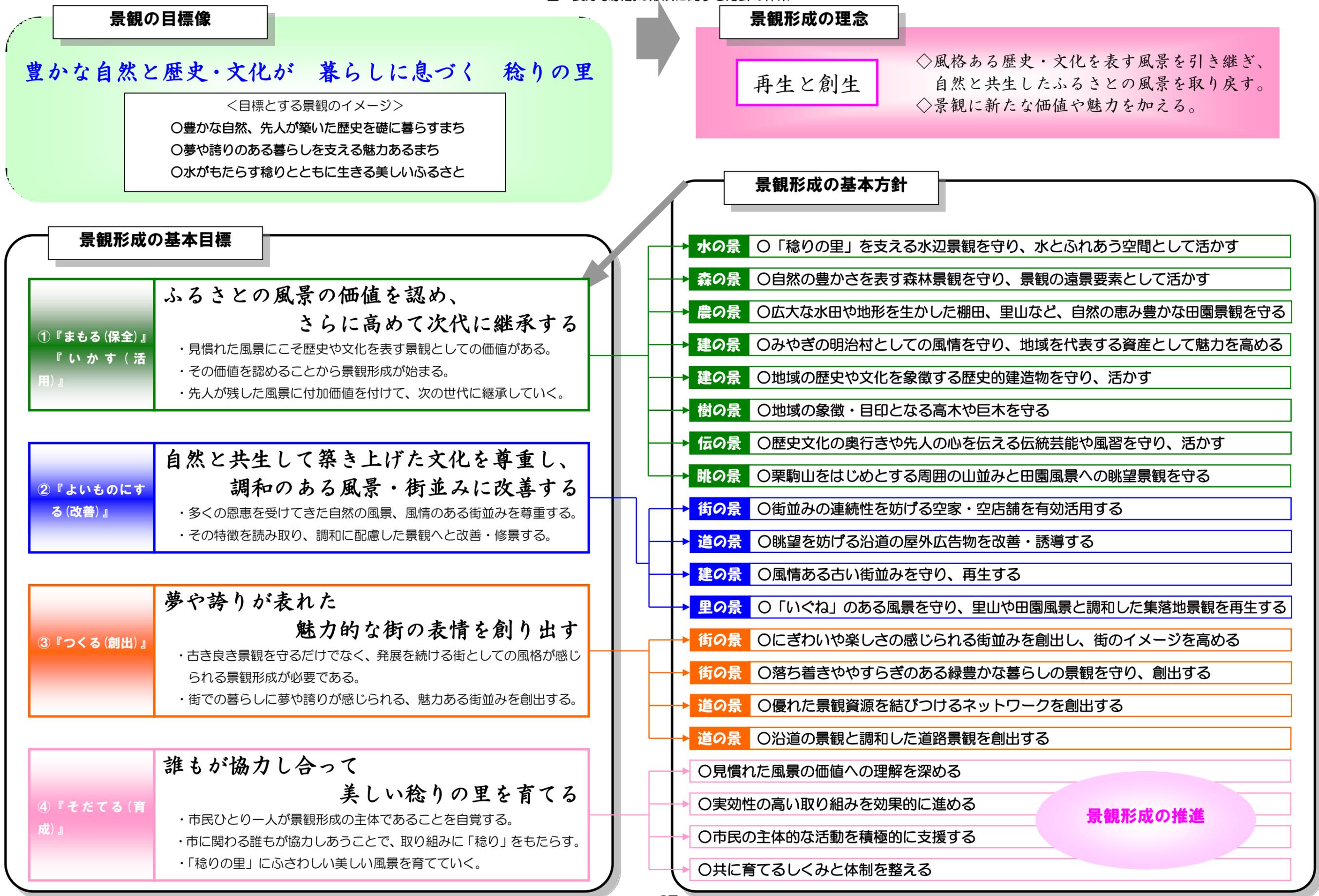
○市民の主体的な活動を積極的に支援する

市民・事業者・行政の協働による景観形成を進めるため、適切な役割分担と連携を基本に、行政は、様々な景観施策を推進するとともに、市民の主体的な活動を促すため、それら活動を積極的に支援します。

○共に育てるしくみと体制を整える

市民・事業者・行政の役割分担と連携を協議・調整する場や行政各分野の連携の場の設置など、効率的・効果的な景観形成を支えるしくみと推進体制の整備を進めます。

図 良好な景観の形成に関する方針の体系



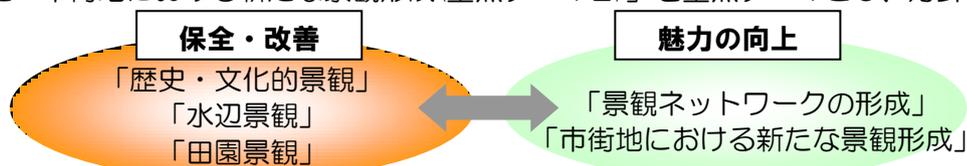
(2) 重点テーマにおける景観形成の方針

景観形成の基本方針に掲げた「実効性の高い取組を効果的に進める」に沿って、短期及び中期的な時期において景観形成を重点的・優先的に進める取組として、重点テーマを設定します。また、重点テーマにおける方針に基づき、市民及び行政の取組等を具体的に設定します。

【重点テーマ設定の考え方】

○本市の景観特性は、「歴史・文化的景観(建造物及び街並み、いぐねなど)(重点テーマA)」「水辺景観(重点テーマB)」「田園景観(重点テーマD)」として捉えられ、景観形成の理念を踏まえ、これらの景観を保全及び改善することを重点テーマとし、方針を設定します。

○本市には、魅力ある景観資源があるものの、市域が広範に及ぶため、十分に活用されていない状況にあります。また、古い歴史・文化を有する本市においても、大規模な資本による商業店舗立地のほか、市民の価値観の変化から、都会的な空間の創出や都市化が進展している反面、地域の特色や個性が喪失しつつあります。このため、景観形成の理念を踏まえ、景観資源の魅力を高めるための「景観ネットワークの形成(重点テーマC)」と、地域の個性を活かした「市街地における新たな景観形成(重点テーマE)」を重点テーマとし、方針を設定します。



1) 重点テーマA：^{とよま}登米地区における歴史的街並みの再生

【景観形成の方針1】

○街並みの持つ風情に調和した道路空間の整備・改善

<行政の取組>

- ・電線類の地中化、街路灯など道路占用物のデザインの統一化
- ・石畳など、風情を考慮した路面の工夫

【景観形成の方針2】

○統一感や歴史・文化的な風情のある街並みの誘導及びとよま地区と調和した周辺景観の保全・改善

<行政の取組>

- ・景観形成基準等に基づく建築物、屋外広告物の誘導と支援

<市民の取組>

- ・景観形成基準等を遵守した建築物の建築、屋外広告物の設置(除去・架け替え含む)等への協力
- ・自主的なルールの検討、協定の締結
- ・景観形成組織等の設立、活動
- ・空店舗等の有効活用(ギャラリー、寄席など)
- ・イベントの企画開発・実施(街並み・路地巡りツアーなど)

【景観形成の方針3】

○歴史的建造物の保護と伝統芸能・祭りなどの継承

<行政の取組>

- ・文化財の保護、景観重要建造物の指定
- ・伝統芸能等の継承活動に対する支援、発表の場の整備

【景観形成の方針4】

○安全な歩行者空間の確保と景観に調和した案内板の設置

<行政の取組>

- ・歩行者空間の確保(整備、交通規制の導入等)
- ・サイン計画の作成及び計画に基づく設置

※各「取組」の下線部は、優先的な実施を検討する事項

◇テーマA方針図



2) 重点テーマB：伊豆沼・内沼、蕪栗沼、長沼や北上川・旧北上川及び周辺の水辺景観の保全

【景観形成の方針1】

○自然豊かな水辺景観に調和した建築物等の誘導

<行政の取組>

- ・自然環境保全地域に準拠した土地利用・建築制限等の導入

<市民の取組>

- ・眺望の中景・遠景要素となる森林等の保全・管理
- ・景観形成基準等を遵守した建築物の建築等への協力
- ・自主的なルールの検討、協定の締結
- ・景観形成組織等の設立、活動

【景観形成の方針2】

○生物生態系や生物多様性に配慮した水辺空間の保全及び水質の浄化

<行政の取組>

- ・登米市サンクチュアリセンターの充実
- ・下水道等の整備による公有水面への汚水流入の防止
- ・水流、水を循環させるための工夫の検討
- ・環境学習の実施(講座の設置、副読本による総合学習)

<市民の取組>

- ・日常的、継続的な美化・清掃活動の実施
- ・NPO等の維持管理・保全組織の設立
- ・ネイチャースクールの企画・実施、参加

【景観形成の方針3】

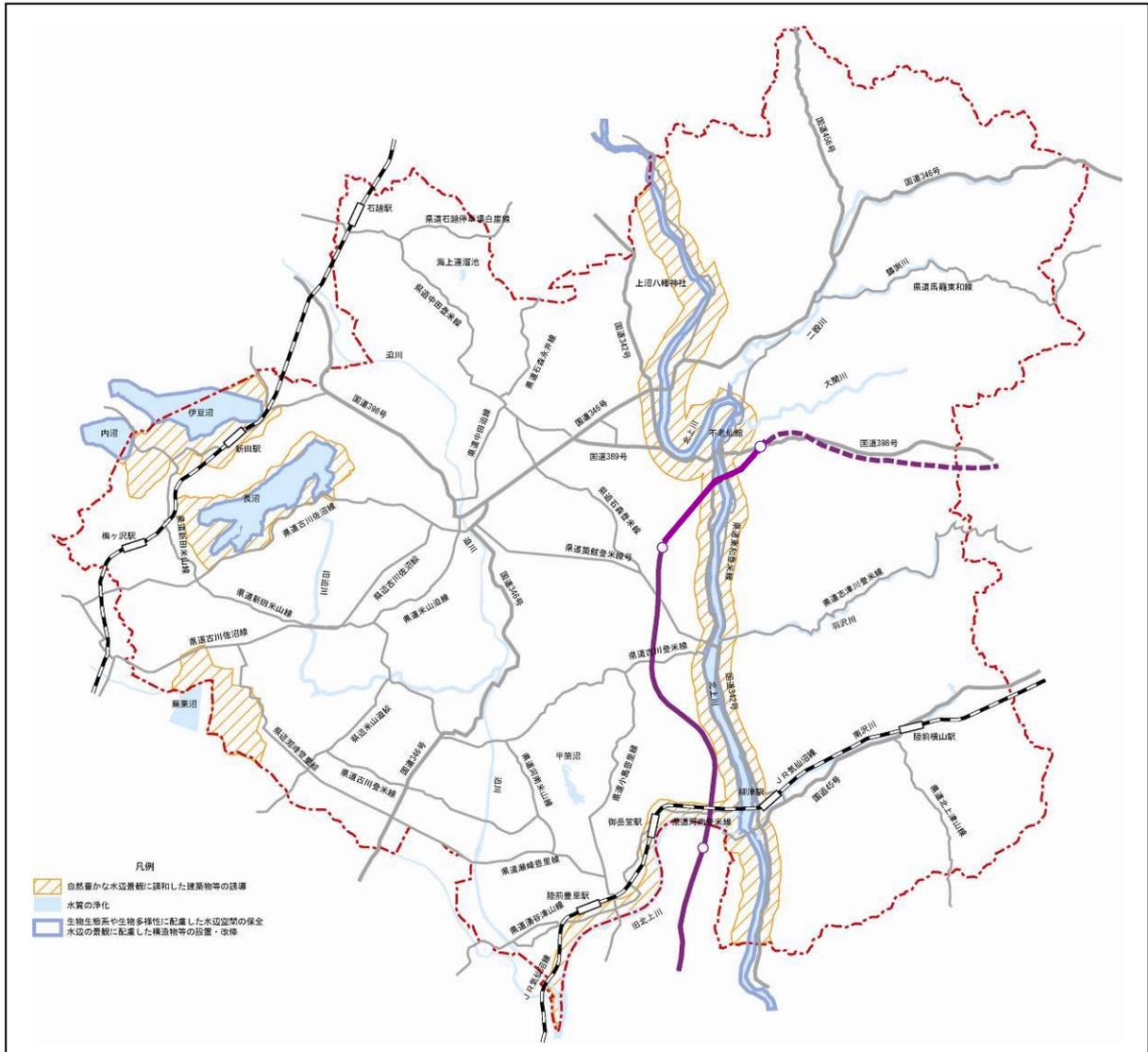
○水辺の環境に配慮した構造物の設置・改修

<行政の取組>

- ・多自然工法を用いた護岸整備・改修
- ・防護柵の木質化などによる周辺環境との調和

※各「取組」の下線部は、優先的な実施を検討する事項

◇テーマB方針図



3) 重点テーマC：田園風景を楽しみながら巡るネットワークの形成

【景観形成の方針1】

○景観の拠点的な地区を結ぶネットワークの形成

<行政の取組>

- ・「登米風景街道」などの指定によるルート重点化検討

<市民の取組>

- ・沿道の緑化、花壇づくり
- ・「登米風景街道」沿道の景観管理組織の設立
- ・「登米風景街道フォトコンテスト」などイベントの実施

【景観形成の方針2】

○眺望を損ねる屋外広告物、道路占用物・沿道の工作物等の適正な誘導

<行政の取組>

- ・景観形成基準等に基づく工作物等の誘導
- ・景観を損ねる屋外広告物の撤去、掲出の制限
- ・電柱等の移設
- ・眺望を妨げる交通標識、交通案内板の移設

<市民の取組>

- ・捨て看板等の撤去
- ・屋外広告物の除去等への協力
- ・沿道から廃材等の移動、整理整頓、緑化修景

【景観形成の方針3】

○周辺の景観に調和した道路構造物の整備・改善

<行政の取組>

- ・防護柵の木質化など

【景観形成の方針4】

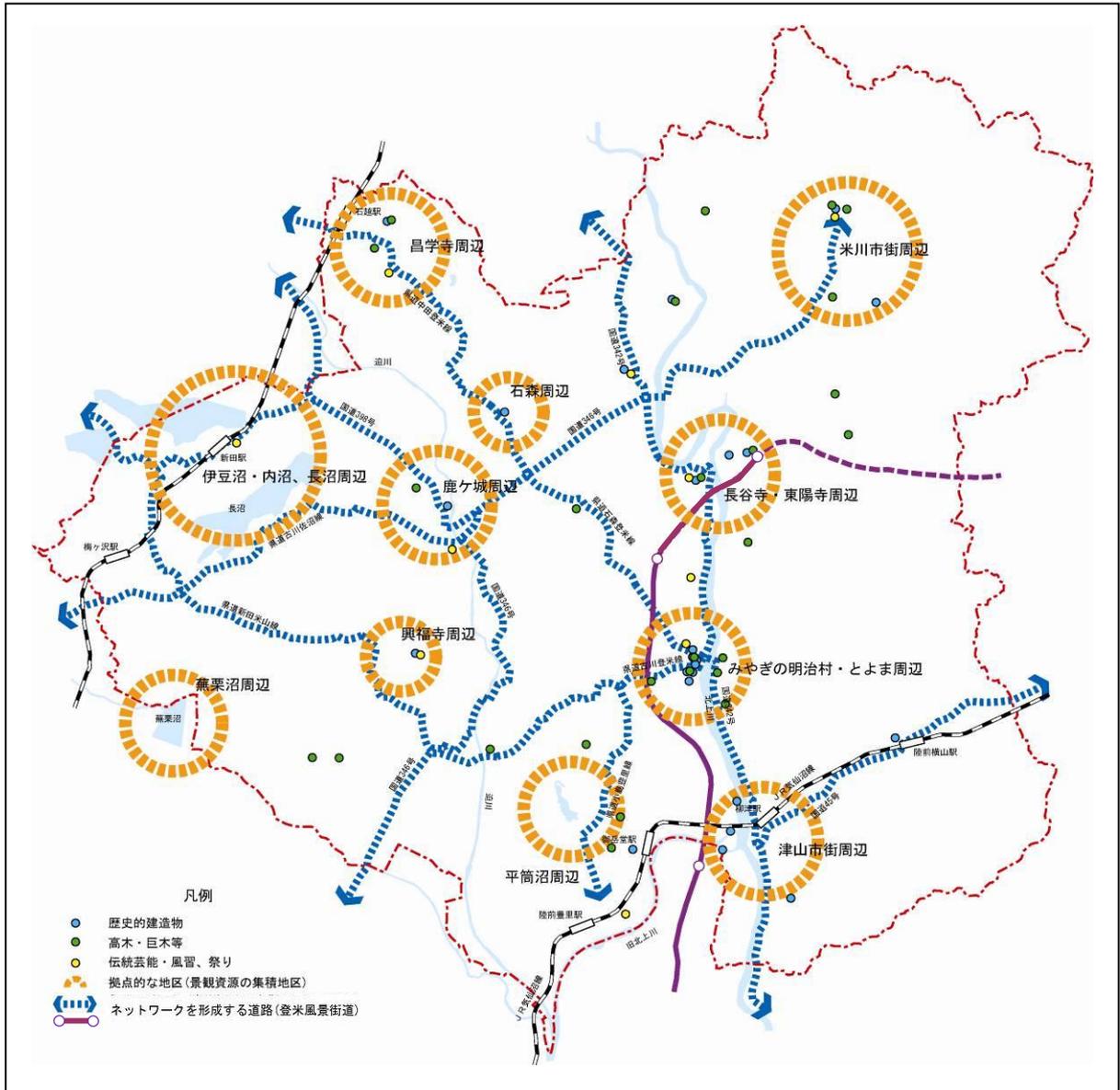
○わかりやすく、景観に調和した案内板の設置

<行政の取組>

- ・案内板のデザイン化

※各「取組」の下線部は、優先的な実施を検討する事項

◇テーマC方針図



4) 重点テーマD：いぐね、森林、里山、農地の保全・維持管理

【景観形成の方針1】

○維持管理の担い手の確保

<行政の取組>

- ・維持管理組織の設立促進、活動への技術的な支援
- ・維持管理に関わる助成制度の創設、充実

<市民の取組>

- ・自助による維持管理の実施
- ・NPO等の維持管理・保全組織の設立、活動の実施

【景観形成の方針2】

○伐採や土地利用転換等の抑制

<行政の取組>

- ・植生や森林施業と整合した樹木等の伐採、土地利用の転換、土地の改変の制限等基準の検討
- ・景観重要樹木の指定
- ・優先的な保全が必要なポイントの選定

【景観形成の方針3】

○間伐材の活用などによる資源循環の仕組みづくり

<市民の取組>

- ・グリーンツーリズム、保全エコツアーの企画・実施、参加

※各「取組」の下線部は、優先的な実施を検討する事項

5) 重点テーマE：佐沼地区におけるにぎわいと風格のある街並み形成

【景観形成の方針1】

○安全で楽しさが感じられる道路空間の整備・改善

<行政の取組>

- ・街路樹の植樹、街路灯など道路占用物のデザインの統一化
- ・タイルやブロックを用いた楽しさを演出する路面の工夫

【景観形成の方針2】

○風格のある魅力的な新市街地の街並みの誘導

<行政の取組>

- ・景観形成基準等に基づく建て替え等の促進、助成・支援

<市民の取組>

- ・地域の歴史文化や特色を取り入れた景観形成基準等による建築物の建築、屋外広告物の設置(除去・架け替え含む)等への協力
- ・駐車場囲障などの敷地内や店先などにおける緑地

【景観形成の方針3】

○連続性とにぎわいのある既存商店街の街並みの誘導及び埋もれた地域の資源の発掘と活用

<行政の取組>

- ・必要に応じた空家、廃屋の除去
- ・空店舗への入居の斡旋、PR等制度活用の促進
- ・小公園や公共施設等の設置による回遊性の醸成

<市民の取組>

- ・空家・空店舗の賃借への協力
- ・空店舗等の有効活用(チャレンジショップなど)

【景観形成の方針4】

○わかりやすく、景観に調和した案内板の設置

<行政の取組>

- ・サイン計画の作成及び計画に基づく設置

※各「取組」の下線部は、優先的な実施を検討する事項

◇テーマE方針図



(3) 重要景観計画区域における景観形成の方針

景観形成の基本方針及び重点における景観形成の方針を踏まえ、景観形成を進める上で重要な区域として設定する重要景観計画区域における、景観形成の方針を次のように設定します。

1) ^{とよま}登米周辺重要景観計画区域

① みやぎの明治村ゾーン

○景観形成の方針

- ・江戸・明治時代の風情の残る「みやぎの明治村」の魅力が高めるため、これに調和する街並みを誘導・再生します。
- ・突出する高さの建築物の立地を抑制し、主要な通りにおける見通し景観を確保します。
- ・空き店舗などの利活用を促し、街並みの連続性やにぎわいの感じられる景観形成を進めます。
- ・景観を損ねる広告物の掲出を制限するとともに、景観的な魅力が高める要素となる広告物は、個性や感性の感じられる色彩やデザイン、素材などの工夫を積極的に促します
- ・貴重な歴史的建造物は、適切に保存するとともに、必要に応じた復元・再生を進めます。
- ・街並みの持つ風情と調和した樹木等による緑化を進め、緑豊かな街並みを形成します。
- ・道路、公共施設などの公共空間については、区域における景観形成を先導するため、質の高い景観の形成を推進します。

② 歴史的景観調和ゾーン

○景観形成の方針

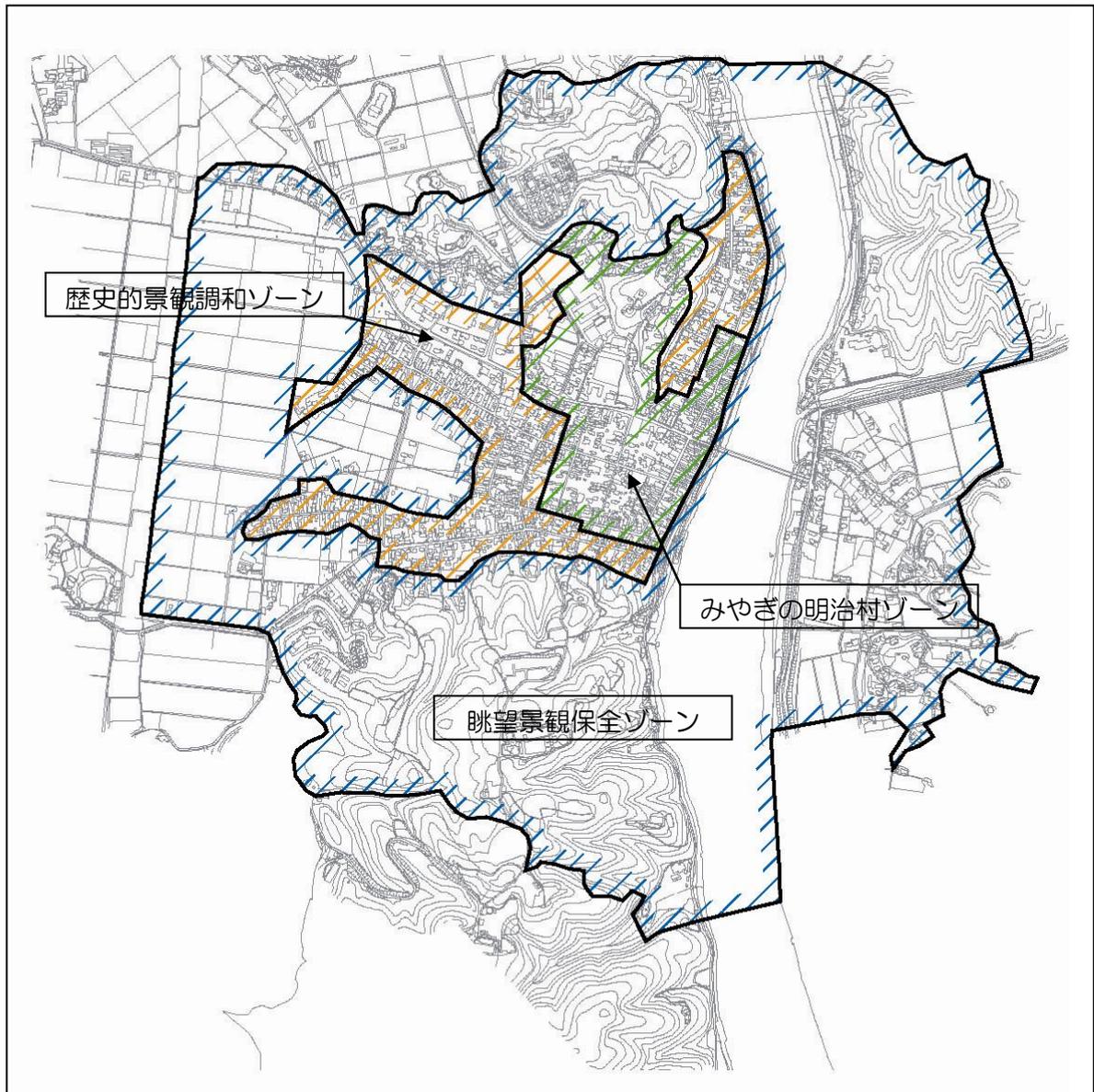
- ・市街化が進む周辺地域においては、みやぎの明治村が有する風情を損ねる建築物や屋外広告物を適切に改善します。
- ・周辺に点在する歴史的建造物等の景観資源は、みやぎの明治村との一体的な保全・活用に向け、散策路などの歩行者空間によるネットワークを形成します。

③ 眺望景観保全ゾーン

○景観形成の方針

- ・主要な眺望点においては、休息場所や案内表示など、必要な環境整備を進めます。
- ・眺望点周辺においては、眺望の対象となる山並みなどへの視線を妨げないよう、建築物の形態や広告物の掲出などを適切に誘導します。
- ・北上川においては、眺望景観を損ねる河川占用に対し、適切な維持・管理を促します。

◇^{とよま}登米周辺重要景観計画区域のゾーン区分



2) 伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域

①水辺景観保全ゾーン

○景観形成の方針

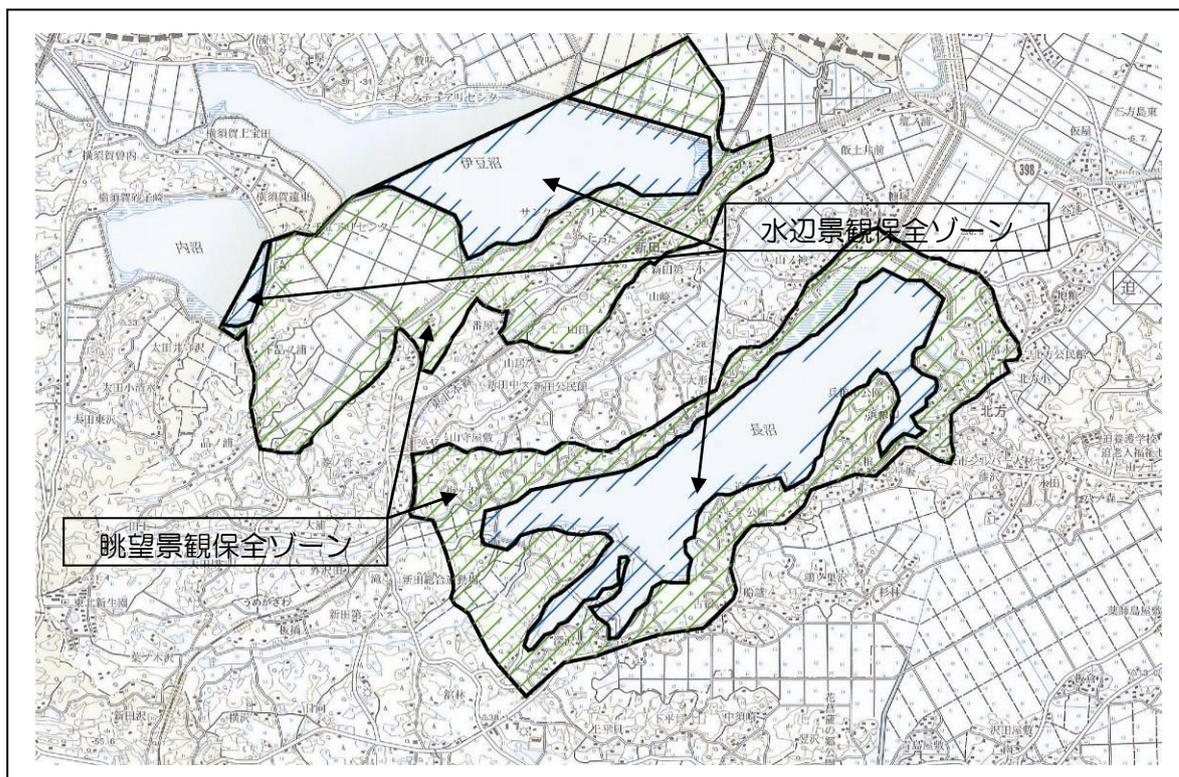
- ・湖沼においては、治水安全上の措置との調整に留意しつつ、動植物の生息・生育環境の確保にも配慮した自然豊かな水辺景観を維持・保全します。
- ・法面や護岸の修景など、周辺の自然的景観との調和に配慮します。
- ・水質の改善に向けた取組を促進します。
- ・隣接及び流域の自治体との広域的な連携を強化します。

②眺望景観保全ゾーン

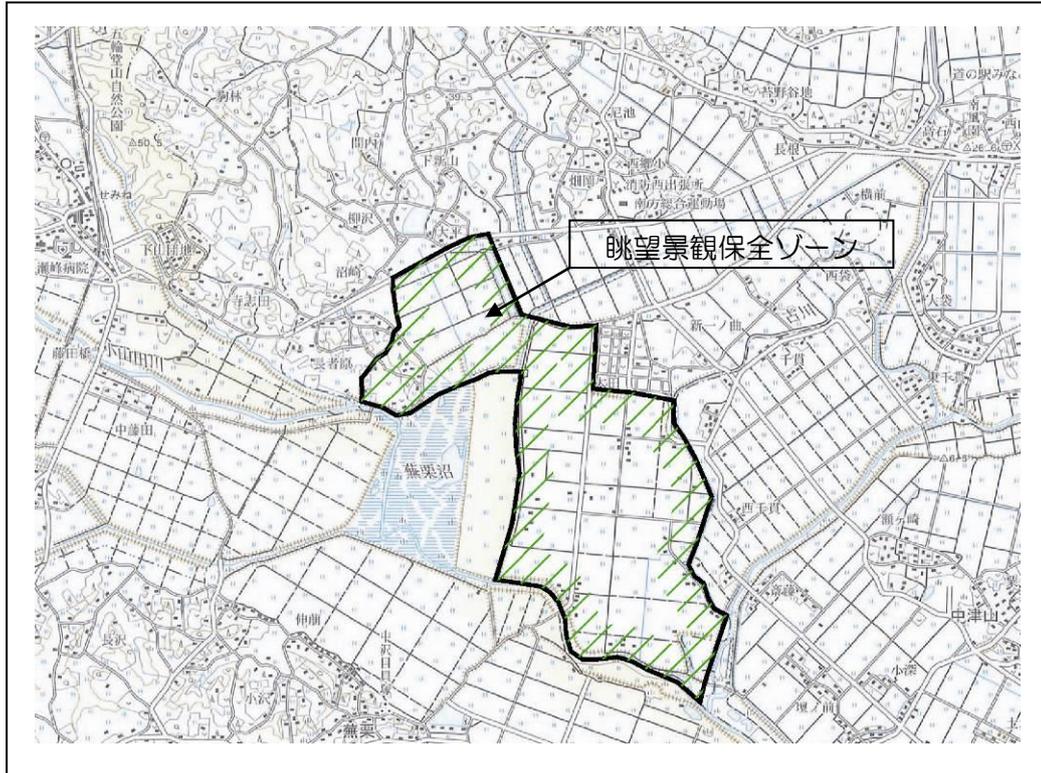
○景観形成の方針

- ・主要な眺望点においては、休憩場所や案内表示など、必要な環境整備を進めます。
- ・眺望点周辺においては、眺望の対象となる山並みなどへの視線を妨げないように、建築物の形態や広告物の掲出などを適切に誘導します。

◇伊豆沼・内沼、長沼周辺重要景観計画区域のゾーン区分



◇蕪栗沼周辺重要景観計画区域のゾーン区分



3) 北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域

①水辺景観保全ゾーン

○景観形成の方針

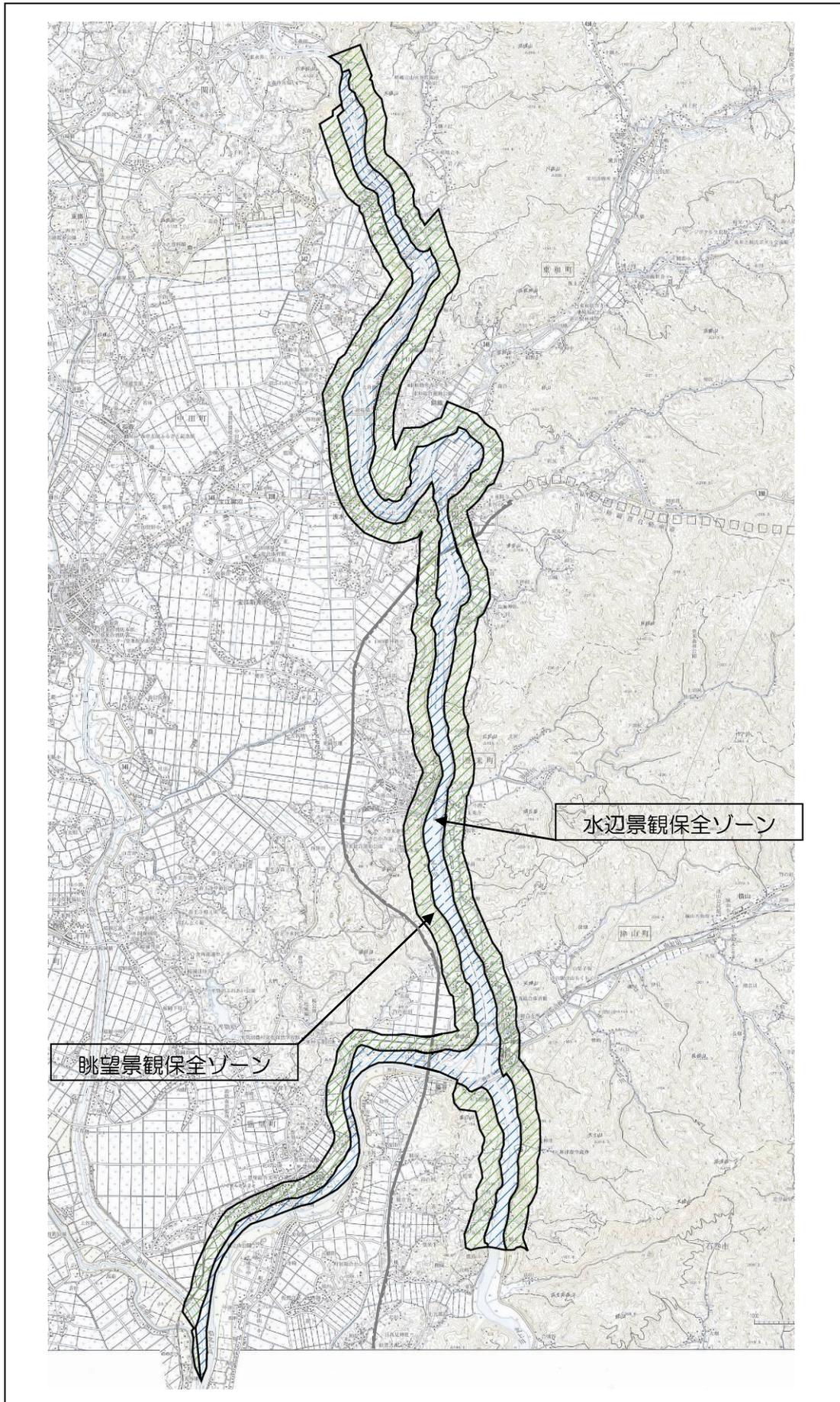
- ・河川においては、治水安全上の措置との調整に留意しつつ、動植物などの生息環境の確保にも配慮した自然豊かな水辺景観を維持・保全します。
- ・法面や護岸の修景など、周辺の自然的景観との調和に配慮します。
- ・水質の改善に向けた取組を促進します。
- ・隣接及び流域の自治体との広域的な連携を強化します。

②眺望景観保全ゾーン

○景観形成の方針

- ・主要な眺望点においては、休憩場所や案内表示など、必要な環境整備を進めます。
- ・眺望点周辺においては、眺望の対象となる山並みなどへの視線を妨げないよう、建築物の形態や広告物の掲出などを適切に誘導します。

◇北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域のゾーン区分



第4章 良好な景観形成に向けた制限等

1. 届出の対象となる行為に関する事項

(1) 届出対象行為

景観法第16条に基づき、届出が必要となる行為は次のとおりです。

区分	対象となる行為
景観計画区域 (下記の重要景観計画区域を除く市全域)	建築物で、高さが10m（概ね4階）以上、または延床面積が1,000㎡（約300坪）以上のもので、次のいずれか該当するもの ア. 新築、増築、改築もしくは移転 イ. 外観の変更に係る部分の面積が2分の1以上の修繕もしくは模様替または色彩の変更
	建築確認申請が必要な工作物（擁壁、柵、塀等を除く）で、次のいずれかに該当するもので設置期間が6カ月以上のもの ア. 高さが10m以上の新築、増築、改築もしくは移転（電気供給のための電線路、電気通信のための線路、空中線系等については20m） イ. 外観の変更に係る部分の面積が2分の1以上の修繕もしくは模様替または色彩の変更
	建築確認申請が必要な擁壁、柵、塀等の工作物については、設置期間が6カ月以上のもので、高さ5m以上の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
重要景観計画区域	建築確認申請が必要な建築物で、次のいずれか該当するもの ア. 新築、増築、改築もしくは移転 イ. 外観の変更に係る部分の面積が10㎡（約3坪）以上となる修繕もしくは模様替または色彩の変更
	建築確認申請が必要な工作物については、景観計画区域と同じ。ただし、登米周辺重要景観計画区域においては、擁壁、柵、塀等の工作物については5m未満も届出が必要
区域共通(市全域)	土地の区画形質の変更で、変更に係る面積が1,000㎡（約300坪）以上のもの（現行の開発指導要綱と同基準）
	木竹の伐採で、森林施業計画によるもの、施設の保守の支障となるものなどを除き、次のいずれか該当するもの ア. 高さが5m以上のもの イ. 伐採面積が300㎡（約91坪）以上のもの
	屋外における物の堆積で、一時的なもの（概ね6ヶ月以内）、公共工事等を除き、次のいずれか該当するもの ア. 堆積の用に供される土地の面積が50㎡（約15坪）以上のもの イ. 高さが1.5m以上のもの

(2) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項に基づき、形態または色彩その他の意匠の制限に適合しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じることのできる行為(特定届出対象行為)は、「(1)届出対象行為」に示す、届出を要する行為の全てとします。

2. 行為の制限に関する事項

(1) 行為制限の考え方

本市における行為制限は、景観形成を進める上での重要性等を考慮し、景観計画区域ごとに次の考え方で行います。

区域	届出対象行為	制限の考え方
景観計画区域 (下記の重要景観計画区域を除く市全域)	比較的規模の大きな行為 (一般の住宅等を除く)	◎標準的な制限 ・建築物及び工作物の形態意匠、建築物及び工作物の色彩、土地区画形質の変更、木竹の伐採、屋外における物の堆積を対象に制限します。
<small>とよま</small> 登米周辺重要景観計画区域		
みやぎの明治村ゾーン	全ての行為	◎やや強い制限 ・重点的な景観形成を進めるため、標準的な制限に加え、建築物及び工作物の形態意匠、建築物及び工作物の色彩を対象によりきめ細かな制限とします。
歴史的景観調和ゾーン		◎標準的な制限 ・景観計画区域と同程度の制限とします。
眺望景観保全ゾーン		
伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼 周辺重要景観計画区域	全ての行為	◎標準的な制限 ・景観計画区域と同程度の制限とします。
北上川・旧北上川 周辺重要景観計画区域	全ての行為	◎標準的な制限 ・景観計画区域と同程度の制限とします。

(2) 景観計画区域及び重要景観計画区域における制限（景観形成基準）

景観計画区域及び重要景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠の制限並びに良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)は、次のとおりです。

1) 景観計画区域(重要景観計画区域を除く市全域)における制限

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低層建築物が主体となった街並みに配慮し、周辺から突出した高さや大きさとなる建築物の立地はできるだけ避ける。 ・ 壁面位置、屋根形状や方向、庇の出、外壁面などは、通りや街区が共通して持っている「ルール」に調和させる。特に集落地においては、伝統的な建築物の形態意匠を尊重する。 ・ しっくいや板張りの壁面など、自然素材の持つ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。 ・ 歴史的建造物などの周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。 ・ 屋根の勾配や傾斜角度、軒の高さや外壁など、歴史的建造物などの形態意匠をデザインモチーフとした街並みを形成する。 ・ 規模の大きな建築物を配置する場合は、箱形のような単調で簡便なデザインは避け、傾斜やかまぼこ型の屋根、曲線のある壁面の形状など、表情豊かな形態意匠を工夫する。 ・ 壁面の規模が大きな建築物を配置する場合は、低層部と中高層部の意匠や色彩、素材に変化をつけるなど、威圧感や圧迫感を低減させる。 ・ 平面駐車場や立体駐車場は、街並みの連続性を阻害しないよう、目立たない場所への配置に努める。 ・ 緑豊かな街の表情を演出するために、生垣または塀やフェンスの前面への植栽など、積極的に緑化する。
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地などにおいては、にぎわいや楽しさなどを演出しながらも、外壁や屋根は、原色や高彩度色など、自己主張の強い色彩の使用は避ける。 ・ 住宅地においては、外壁は暖色系の色相を基調とし、屋根の色彩は外壁と調和させる。 ・ 集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、自然素材が持つ色彩を基調とする。 ・ 自然的な景観に設置する際は、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いる。

対象	景観形成基準
土地区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原地形の大幅な改変を避け、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある法面や擁壁を造らないこととする。 ・ 法面が生じる場合は、できるだけ規模を小さく、勾配は緩やかにとり、自然地形になじませるとともに、周辺の自然に調和する緑化を施す。 ・ 擁壁を必要とする場合は、できるだけ規模を小さくし、化粧型枠や目地などの表面処理による修景や、つる性植物による緑化を施す。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避ける。 ・ いぐねは、できるだけ伐採しない。
屋外における物の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観を損なう露出した物の堆積は避ける。 ・ 長期間にわたって、廃棄物、再生資源等の堆積を行わない。 ・ 目立たない場所への移動や緑化による遮へいなどにより、目立たなくなるようにする。やむを得ない場合は、高さや面積を小さくし、かつ整然とした印象を与えるよう整理、整頓する。

2) 重要景観計画区域における制限

①^{とよま}登米周辺重要景観計画区域

^{とよま}登米周辺重要景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠の制限並びにその他良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)は次のとおりです。

①-1 みやぎの明治村ゾーン

<武家屋敷及びその他一般住宅>

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外壁は、道路境界からできるだけ後退させる。 ・ 屋根の形状、材料は、できるだけ街並みとして統一感を持たせることを考慮し、無彩色などの落ち着いた色彩とする。 ・ 外壁の材料は、できるだけ伝統的材料を表に使用する。 ・ できるだけ2階建てまたは平屋の木造在来工法の住宅とする。 ・ サッシ・ドア・格子や飾りなどの外部に付くものは、できるだけ伝統的な形状や材質のものを用いる。 ・ 道路・隣地との境界は、できるだけ生け垣または伝統的な塀とし、圧迫感を与えない高さとする。 ・ 建物周囲にはできるだけ木を植える。 ・ 門・車庫などは、できるだけ街並みに合ったものにする。
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根は、無彩色などの落ち着いた色彩とする。 ・ 外壁は、無彩色又はごく彩度の低い色を使用し、原色や彩度の高い色は避ける。 ・ 腰板をつける場合は素材の持つ色を活かしつつ、落ち着いた色彩で仕上げる。

<商業地区における商店等>

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面線や軒、庇の線に、街並みとして統一感を持たせる。 ・ 屋根の形状、材料は、できるだけ街並みとして統一感を持たせることを考慮し、無彩色などの落ち着いた色彩とする。 ・ 外壁の材料は、できるだけ伝統的材料を表に使用する。 ・ できるだけ2階建てまでとし、やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の部分から受ける圧迫感を軽減するための工夫を加える。 ・ サッシ・ドア・格子や飾りなどの外部に付くものは、できるだけ伝統的な形状や材質のものを用いる。 ・ 道路・隣地との境界は、できるだけ生け垣または伝統的な塀とし、圧迫感を与えない高さとする。 ・ 建物周囲にはできるだけ木を植える。 ・ 門・車庫などは、できるだけ街並みに合ったものにする。

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域的要素を考慮し、色の統一に努める。 ・ 屋根は、無彩色などの落ち着いた色彩とする。 ・ 外壁は、無彩色又はごく彩度の低い色を使用し、原色や彩度の高い色は避ける。 ・ 腰板をつける場合は素材の持つ色を活かしつつ、落ち着いた色彩で仕上げる。

①-2 歴史的景観調和ゾーン・眺望景観保全ゾーン

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低層建築物が主体となった街並みに配慮し、周辺から突出した高さや大きさとなる建築物の立地はできるだけ避ける。 ・ 壁面位置、屋根形状や方向、庇の出、外壁面などは、通りや街区が共通して持っている「ルール」に調和させる。特に集落地においては、伝統的な建築物の形態意匠を尊重する。 ・ しっくいや板張りの壁面など、自然素材の持つ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。 ・ 歴史的建造物などの周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。 ・ 屋根の勾配や傾斜角度、軒の高さや外壁など、歴史的建造物などの形態意匠をデザインモチーフとした街並みを形成する。 ・ 規模の大きな建築物を配置する場合は、箱形のような単調で簡便なデザインは避け、傾斜やかまぼこ型の屋根、曲線のある壁面の形状など、表情豊かな形態意匠を工夫する。 ・ 壁面の規模が大きな建築物を配置する場合は、低層部と中高層部の意匠や色彩、素材に変化をつけるなど、威圧感や圧迫感を低減させる。 ・ 駐車場は、街並みの連続性を阻害しないよう、目立たない場所への配置に努める。 ・ 緑豊かな街の表情を演出するために、生垣または塀やフェンスの前面への植栽など、積極的に緑化する。
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地においては、外壁は暖色系の色相を基調とし、屋根の色彩は外壁と調和させる。 ・ 集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、自然素材が持つ色彩を基調とする。 ・ 自然的な景観に設置する際は、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いる。

①-3 登米^{とよま}周辺重要景観計画区域内の各ゾーン共通

対象	景観形成基準
土地区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原地形の大幅な改変を避け、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある法面や擁壁を造らないこととする。 ・ 法面が生じる場合は、できるだけ規模を小さく、勾配は緩やかにとり、自然地形になじませるとともに、周辺の自然に調和する緑化を施す。 ・ 擁壁を必要とする場合は、できるだけ規模を小さくし、化粧型枠や目地などの表面処理による修景や、つる性植物による緑化を施す。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避ける。 ・ いぐねは、できるだけ伐採しない。
屋外における物の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観を損なう露出した物の堆積は避ける。 ・ 長期間にわたって、廃棄物、再生資源等の堆積を行わない。 ・ 目立たない場所への移動や緑化による遮へいなどにより、目立たなくなるようにする。やむを得ない場合は、高さや面積を小さくし、かつ整然とした印象を与えるよう整理、整頓する。

②伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域

伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠の制限並びにその他良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)は次のとおりです。

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点から眺望可能な範囲での建築行為または建設行為はできる限り避ける。 ・ 周囲の山並み、田園風景などへの眺望や、背後の丘陵地の稜線をさえぎる規模や高さの建築物などの立地を避ける。 ・ 建築物の屋根形状や方向、庇の出、外壁面など、伝統的な建築物の形態意匠を尊重し、集落が共通して持っている「ルール」に調和させる。 ・ 漆喰や板張りの壁面など、自然素材の持つ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、自然素材が持つ色彩を基調とする。 ・ 自然的な景観に設置する際は、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いる。
土地区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原地形の大幅な改変を避け、周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある法面や擁壁を造らないこととする。 ・ 法面が生じる場合は、できる限り規模を小さく、勾配は緩やかにとり、自然地形になじませるとともに、周辺の自然に調和する緑化を施す。 ・ 擁壁を必要とする場合は、できる限り規模を小さくし、化粧型枠や目地などの表面処理による修景や、つる性植物による緑化を施す。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避ける。 ・ いぐねは、できる限り伐採しない。
屋外における物の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観を損なう露出した物の堆積は避ける。 ・ やむを得ない場合は、目立たない場所への移動や緑化による遮へいなどにより、目立たなくなるようにする。

③北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域

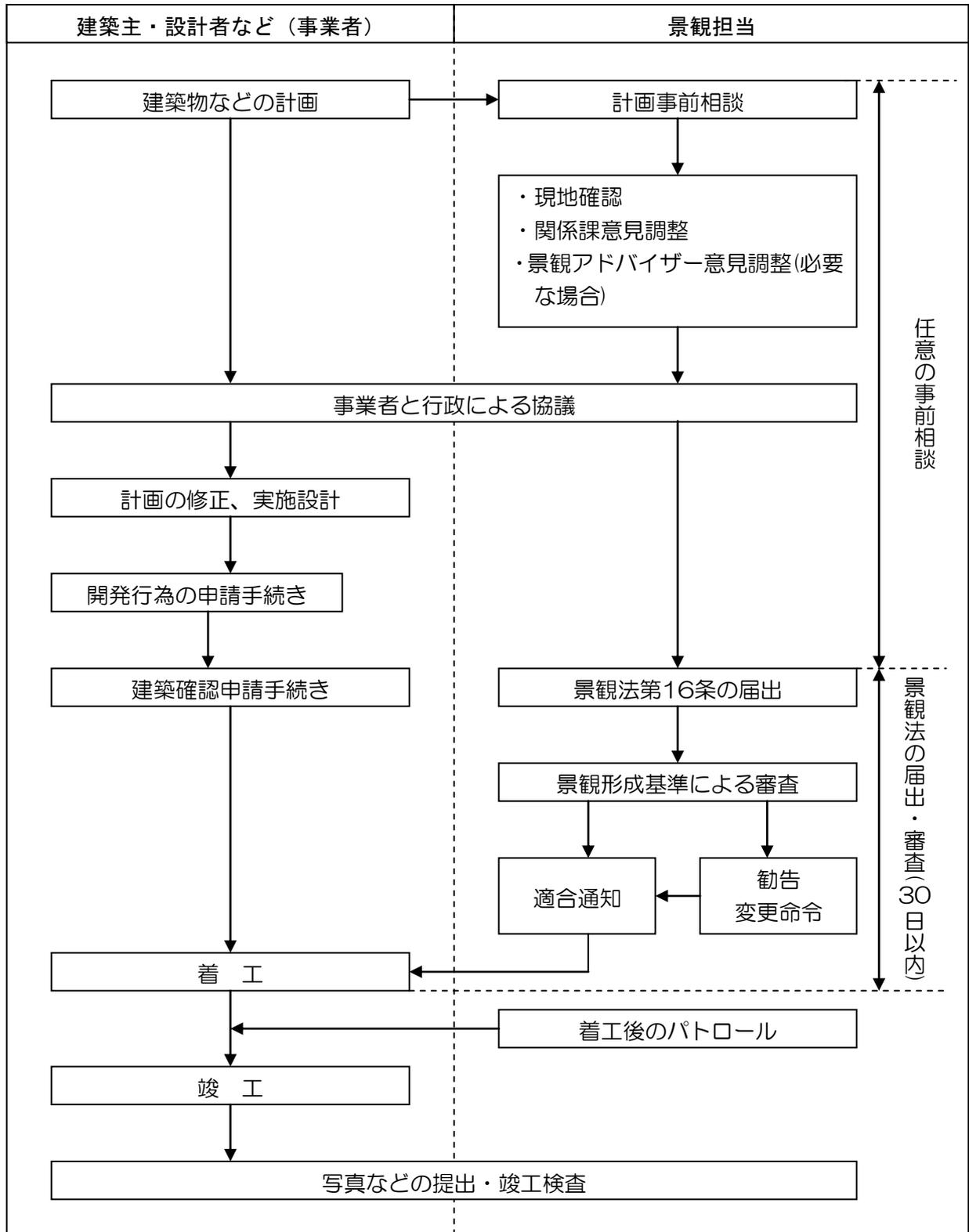
北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠の制限並びにその他良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)は次のとおりです。

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点から眺望可能な範囲での建築行為または建設行為はできる限り避ける。 ・ 周囲の山並み、田園風景などへの眺望や、背後の丘陵地の稜線をさえぎる規模や高さの建築物などの立地を避ける。 ・ 建築物の屋根形状や方向、庇の出、外壁面など、伝統的な建築物の形態意匠を尊重し、集落が共通して持っている「ルール」に調和させる。 ・ 漆喰や板張りの壁面など、自然素材の持つ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、自然素材が持つ色彩を基調とする。 ・ 自然的な景観に設置する際は、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いる。
土地区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原地形の大幅な改変を避け、周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある法面や擁壁を造らないこととする。 ・ 法面が生じる場合は、できる限り規模を小さく、勾配は緩やかにとり、自然地形になじませるとともに、周辺の自然に調和する緑化を施す。 ・ 擁壁を必要とする場合は、できる限り規模を小さくし、化粧型枠や目地などの表面処理による修景や、つる性植物による緑化を施す。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避ける。 ・ いぐねは、できる限り伐採しない。
屋外における物の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観を損なう露出した物の堆積は避ける。 ・ やむを得ない場合は、目立たない場所への移動や緑化による遮へいなどにより、目立たなくなるようにする。

(3) 手続きの流れ

届出対象行為について、構想・計画から竣工までの手続きの流れは、次のとおりとします。

□事前相談及び景観法の届出・審査の流れ



3. 屋外広告物の表示及び 屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

屋外広告物は景観を構成する要素の一つですが、その有り様が景観の魅力を高めたり、または損ねることもあるなど、景観形成に少なからず影響を与えます。

このため、景観形成の方針に基づき、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

【景観計画区域(重要景観計画区域を除く市全域)】

- 景観形成の方針に示す景観形成を進めるため、宮城県屋外広告物条例に準拠し、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさなどを適切に誘導します。
- 良好な景観の形成を図るため、特に必要と思われる地域については、材料、意匠などについて、独自の基準の導入を検討します。

【重要景観計画区域】

- 登米^{とよま}周辺重要景観計画区域においては、宮城県との協議・調整のもとで、景観保全型広告物整備地区の指定を検討し、歴史的な風情を感じさせる景観に調和した位置、形状、高さ、表示面の大きさ、材料、意匠、表示の方法、色彩などの必要な事項を定め、屋外広告物を適切に誘導します。
- 伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域、北上川周辺重要景観計画区域においては、宮城県屋外広告物条例に基づく禁止区域として、その適正な運用に努めます。

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市の特徴的な景観を形成している景観資源や、地域の目印となって市民から親しまれている景観資源など、良好な景観形成を進める上で重要となる景観資源を維持・保全するため、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を次の方針により指定します。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

本市の歴史文化や風土などが感じられる建造物で、道路、その他公共空間から容易に視認することができるもののうち、次の示す事項に該当する景観形成上重要な建造物を景観重要建造物として指定することができるものとします。

【指定の方針】

- ①「登米市・身近な景観百選」などに選定された建造物
- ②「登米市・身近な景観百選」などに選定されたもの以外の建造物で、次の要件に該当するもの
 - ・本市発展の歴史・文化を表し、江戸・明治時代の雰囲気をとどめる建造物
 - ・市または地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている建造物
 - ・気候風土に根ざした特徴的な形態意匠を有する建造物
 - ・専門家が推奨する建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、枝ぶりが良好なものなど、地域の象徴となっている優れた樹木で、道路、その他公共空間から容易に視認することができるもののうち、次の示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができるものとします。

【指定の方針】

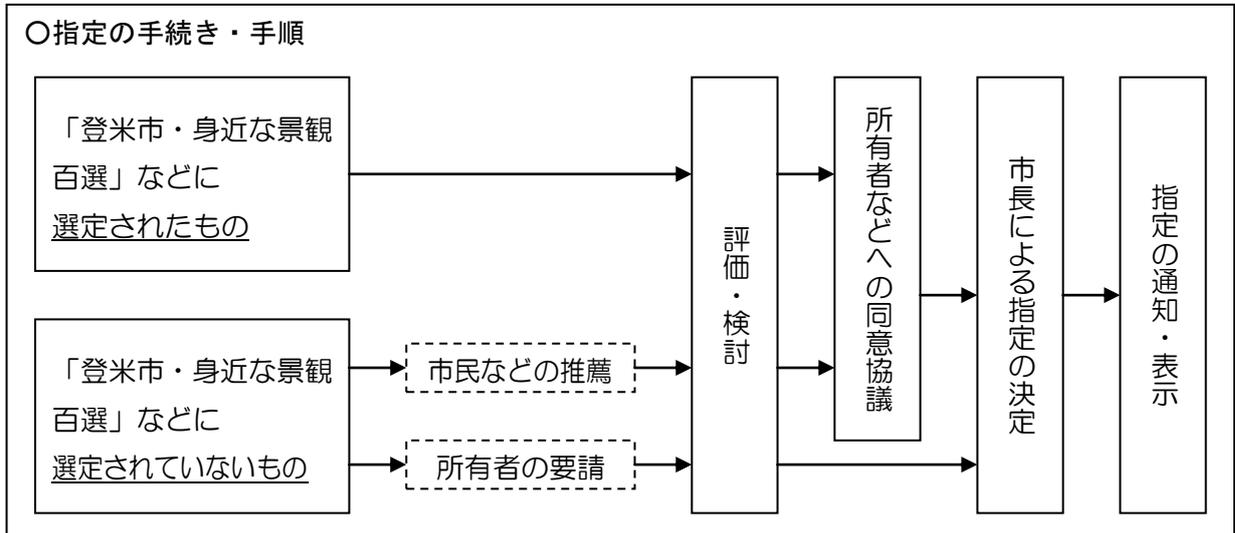
- ①「登米市・身近な景観百選」などに選定された樹木
- ②「登米市・身近な景観百選」などに選定されたもの以外の樹木で、次の要件に該当するもの
 - ・市または地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている樹木
 - ・外観(樹高や樹形など)に特徴があり、良好な景観形成に寄与する樹木
 - ・「いぐね」など、気候風土に根ざした特徴的な外観を有する樹木
 - ・地域に古くから立っている樹木で、放置すればその維持や保全が困難なものとなる樹木
 - ・専門家が推奨する樹木

(3) 指定に係る手続き

「候補リスト」を作成し、これに記載された景観を対象に、市長が指定します。

また、所有者からの要請、その他市民などからの推薦を受けて、指定することができるものとします。

指定に係る手続き・手順は次のとおりです。



5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設等の位置づけ

日常生活の中で視認されやすく、常に共有財産として機能している「公共性」、整備された道路などに沿って街並みが形成されるなど他の景観資源を発生・成立させる「基盤性」や土地の改変などが周辺の景観に影響を与えやすい「大規模性」などを持つ公共施設は地域景観の骨格を構成するものとなります。

このため、地域の良好な景観形成に大きな影響を有する公共施設を「景観重要公共施設等」に位置付け、その地域にふさわしい整備を進めるものとします。

1) 景観重要公共施設等の考え方

景観重要公共施設等は、次の考え方により当該施設の管理者と調整します。

①重要景観計画区域に位置する公共施設

重要景観計画区域は、本市における景観形成の上で最も重要な区域として位置づけるものであり、重点的・優先的な景観形成を進めることにより、市全体の良好な景観形成を先導することとしています。

このため、当該施設の管理者との協議・同意に基づき、重要景観計画区域に位置する公共施設を景観重要公共施設等に定めることが出来ます。

②「登米風景街道」を構成する公共施設

「登米風景街道」は、代表的な景観資源を相互に結びつけるネットワーク機能を有するとともに、本市の景観特性である眺望景観を眺め・巡る空間としても重要な役割を担っています。

このため、当該施設の管理者との協議・同意に基づき、「登米風景街道」を構成する公共施設の中で最も地域景観の特性を備えている区域を景観重要公共施設等に定めることが出来ます。

(2) 景観重要公共施設等の整備に関する考え方

景観重要公共施設等の整備に際し、国が策定した「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」、「道路デザイン指針(案)」、「河川景観の形成と保全の考え方」及び県が策定した「新・宮城県景観形成指針」等を参考としながら、地域固有の景観特性が際立っている地域、区間や地点の保全・改善・創出・育成を念頭に、当該施設の管理者と整備の協議を進めるものとします。

なお、個別具体的整備方針につきましては、当該施設の管理者との協議により、決定するものとします。

(3) 景観重要公共施設の占用許可の考え方

占用許可基準については、当該施設の管理者が定めている許可基準に加えて、市と管理者の協議により定められるガイドラインを含めたものとして協議を進めるものとします。

6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(1) 景観農業振興地域整備計画の区域の考え方

ふるさと感じさせる田園風景は、本市の景観特性の一つであり、その保全は、景観形成を進める上で、重要な取組となります。一方では、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、その振興・活性化も欠くことはできません。

このため、景観農業振興地域整備計画の区域は、農業振興地域全域とします。

(2) 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する方針

ふるさと感じさせる田園風景と調和のとれた土地の農業上の利用に関する方針は、次のとおりです。

1) 農地の保全と遊休農地の抑制・活用

田園風景の対象となる農地は、「名目上の農地」としての保全にとどまらず、遊休化の抑制や遊休農地の利活用の促進により、農業上の土地利用が行われた「実質的な農地」としての保全に努めます。

2) 農地の形態や特性を踏まえた景観の保全・改善

初夏の青、秋の黄金色など、平地一面に広がる田園風景や、山間部において、地形を活かして特徴的な風景を構成する棚田などは、本市の景観の魅力を高める重要な要素となっていることから、これら農地の形態や特性を踏まえた景観の保全・改善に努めます。

(3) 農業生産基盤の整備・開発及び農業近代化のための施設の整備に関する方針

ふるさと感じさせる田園風景と調和のとれた生産基盤及び施設整備に関する方針は、次のとおりです。

1) 自然的な景観に配慮した生産基盤の整備

道路や用排水路、土止め(擁壁)の造作等の生産基盤の整備にあたっては、できる限り自然素材を用いるなど、自然的な景観になじむ工夫に努めます。

2) 良好な眺望景観と調和した近代化施設等の整備

貯蔵または集出荷施設など近代化施設等の整備にあたっては、できる限り、一面に広がる田園風景の眺望を損ねない高さ・規模となるよう配慮します。

また、設置される施設については、周辺の景観になじむ形態意匠の工夫に努めます。

第5章 景観形成の推進方策

1. 基本的な考え方

登米市の景観は、緑豊かな山並みの山林を背景に、稔り豊かな農地が広がり、迫地区を中心とした市街地や集落地が形成されるほか、道路や池沼、河川といった公共空間で構成されています。このため、「豊かな自然と歴史文化が暮らしに息づく 稔りの里」と掲げた、登米市の良好な景観形成の目標像の実現に向けては、景観要素の大部分を所有・維持管理する市民のほか、景観に影響を与える活動を行う事業者、公共施設を整備・維持管理する行政など、景観形成に関わる全ての主体が適切に役割分担し、連携することが不可欠となっています。

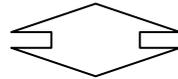
このため、基本目標である「誰もが協力し合って、美しい稔りの里を育てる」という視点に立ち、市民・事業者、行政が協力し合うための基盤となる「推進体制づくり」、行政による「市民等の主体的な取組への支援」、市全体として総合的で統一的な取組を進めるための基本認識となる「ルール(景観形成の方針・景観形成基準等)づくり」の3つを柱に施策展開します。

◇景観形成推進の3つの柱

【景観の目標像】

豊かな自然と歴史文化が暮らしに息づく 稔りの里

【景観形成の基本目標】



<基本目標1>

ふるさとの風景の価値を認め、さらに高めて次代に継承する

<基本目標2>

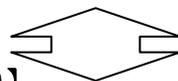
自然と共生して築き上げた文化を尊重し、調和のある風景・街並みに改善する

<基本目標3>

夢や誇りが表れた、魅力的な街の表情を創り出す

<基本目標4>

誰もが協力し合って 美しい稔りの里を育てる



【景観形成推進の基本的考え方(3つの柱)】

推進体制づくり

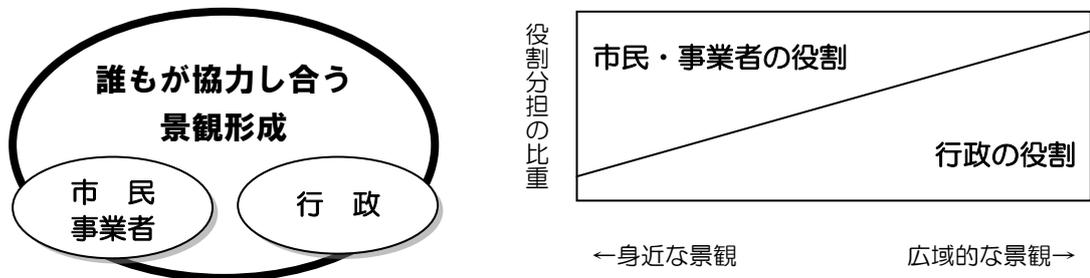
市民等の主体的な取組への支援

ルールづくり

(1) 各主体の役割分担と連携の基本的な考え方

「身近な景観は市民・事業者が主体に」「市全体の景観形成や地域間の調整は市が主体に」といった、市民・事業者と行政それぞれの役割分担を明確にした「誰もが協力し合う景観形成」を基本とします。

□役割分担と連携の考え方



(2) 協働による施策展開のイメージ

各主体の役割分担と連携の基本的な考え方を踏まえ、「推進体制づくり」「主体的な取組への支援」「ルールづくり」の3つの柱ごとに、市民・事業者、行政による取組とその連携、展開方向を、次のように設定します。

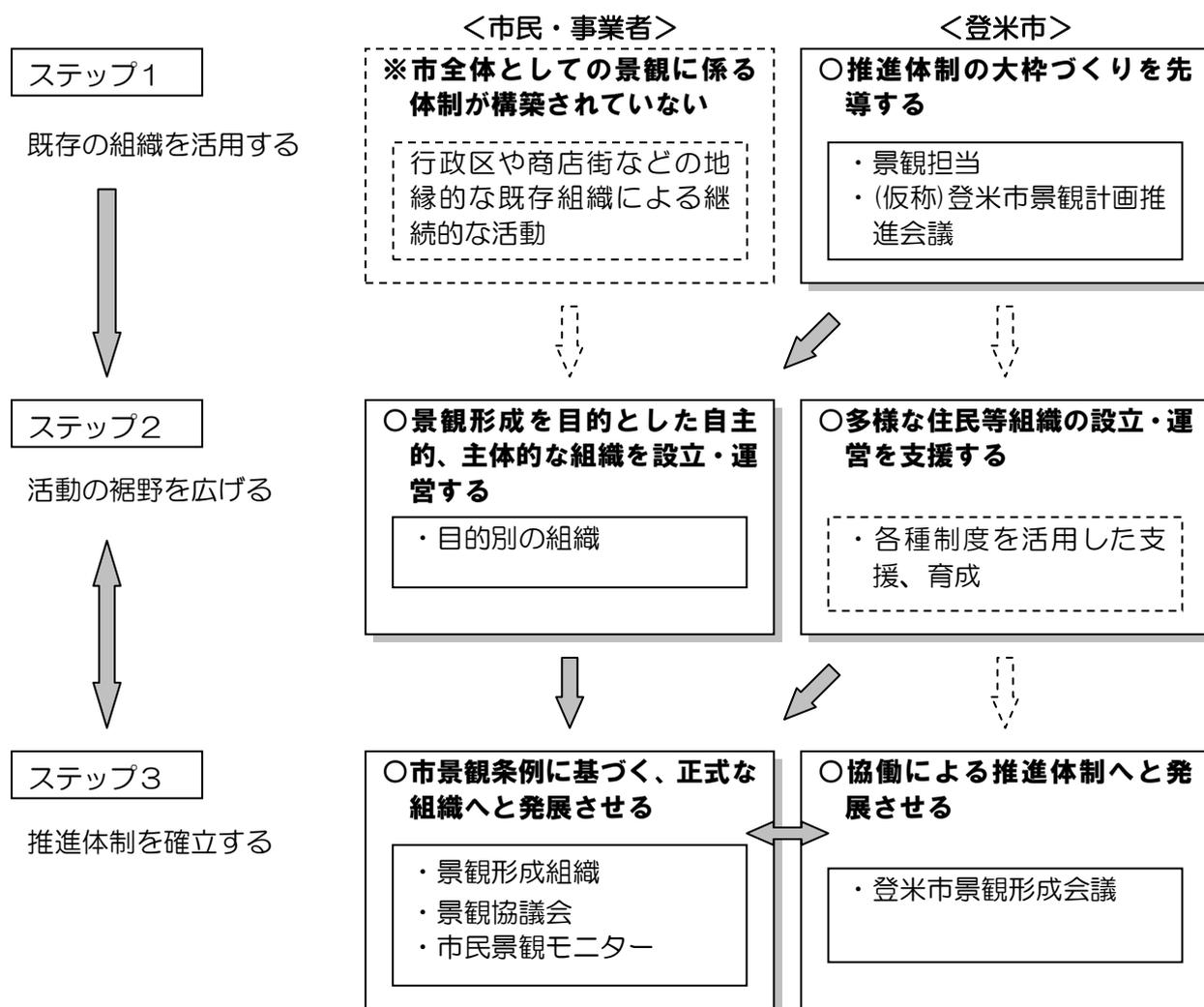
1) 「推進体制づくり」の施策展開イメージ

「景観形成」という側面からの推進体制は、市全体としては現状において脆弱な状況にあるため、当面は行政区などによる身近な景観・環境の美化・清掃などの既存組織による取組が必要となります。一方で、市全体へと組織的な活動の裾野を広げるため、モデル的な地区等において市の支援によって新たな組織の設立や運営を進めます。(ステップ1)。

「^{とよま}登米周辺地区」などのモデル的な地区における組織の取組を手本とし、景観形成への組織的な活動が市全体へ波及するよう、市は、既存組織を含めた地域や目的に応じた、多様な組織づくりを様々な側面から支援します(ステップ2)。

市民は、市の支援を受けながら、蓄積した景観形成に対する知識やノウハウを活用し、市景観条例に基づき、地域の実情にあった独自のルールを定める活動へと組織を強化・発展させます。また、市は、主体的な活動を行う、これら組織との連携を強化するため、市民・事業者・行政による協働体制を構築します(ステップ3)。

□「推進体制づくり」の施策展開イメージ



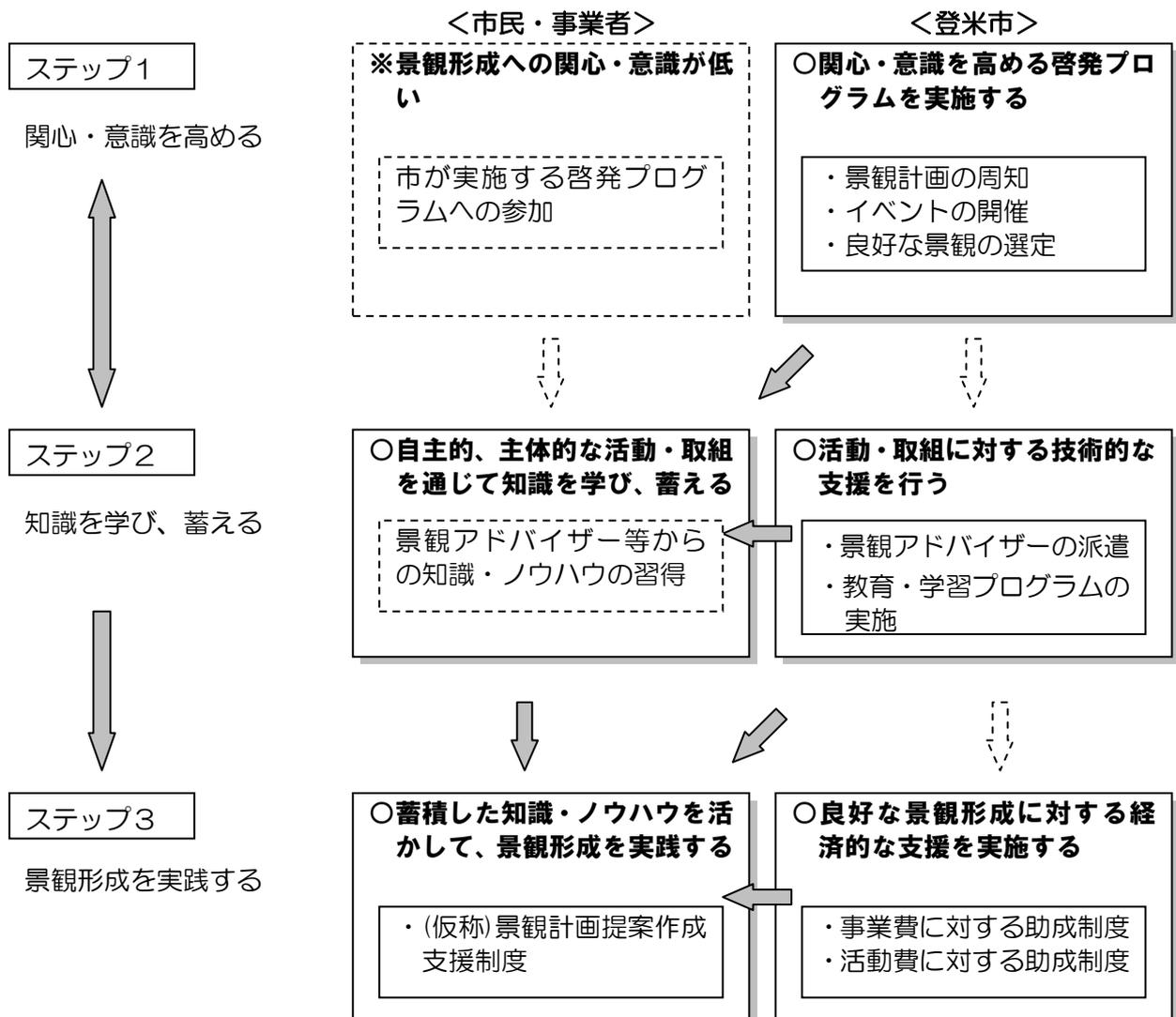
2) 「市民等の主体的な取組への支援」の施策展開イメージ

アンケート調査結果が示すように、景観に対する関心は総じて高くなっていますが、景観形成に対する理解を十分に得て、市民等が自ら活動している状況にあるとはいえません。こうした状況を踏まえ、市民や事業者の主体的な取組を促すため、市は、景観形成に対する関心や意識を高める各種の啓発プログラムを実施します(ステップ1)。

市は、市民の関心や意識の高まりに応じて設立が進む、地域・グループなどの活動を充実させるため、アドバイザーの派遣など、知識の普及や蓄積を目的とした技術的な側面からの支援を実施します(ステップ2)。

景観に関わる知識やノウハウをもとに、地域の実情にあった独自のルールづくりを支援するため、景観計画に対する提案の作成を支援するとともに、これら独自のルールに沿った景観形成に対し、市は、現在の制度を基本に、費用の一部助成などの経済的な支援の実施を検討します(ステップ3)。

□ 「市民等の主体的な取組への支援」の施策展開イメージ



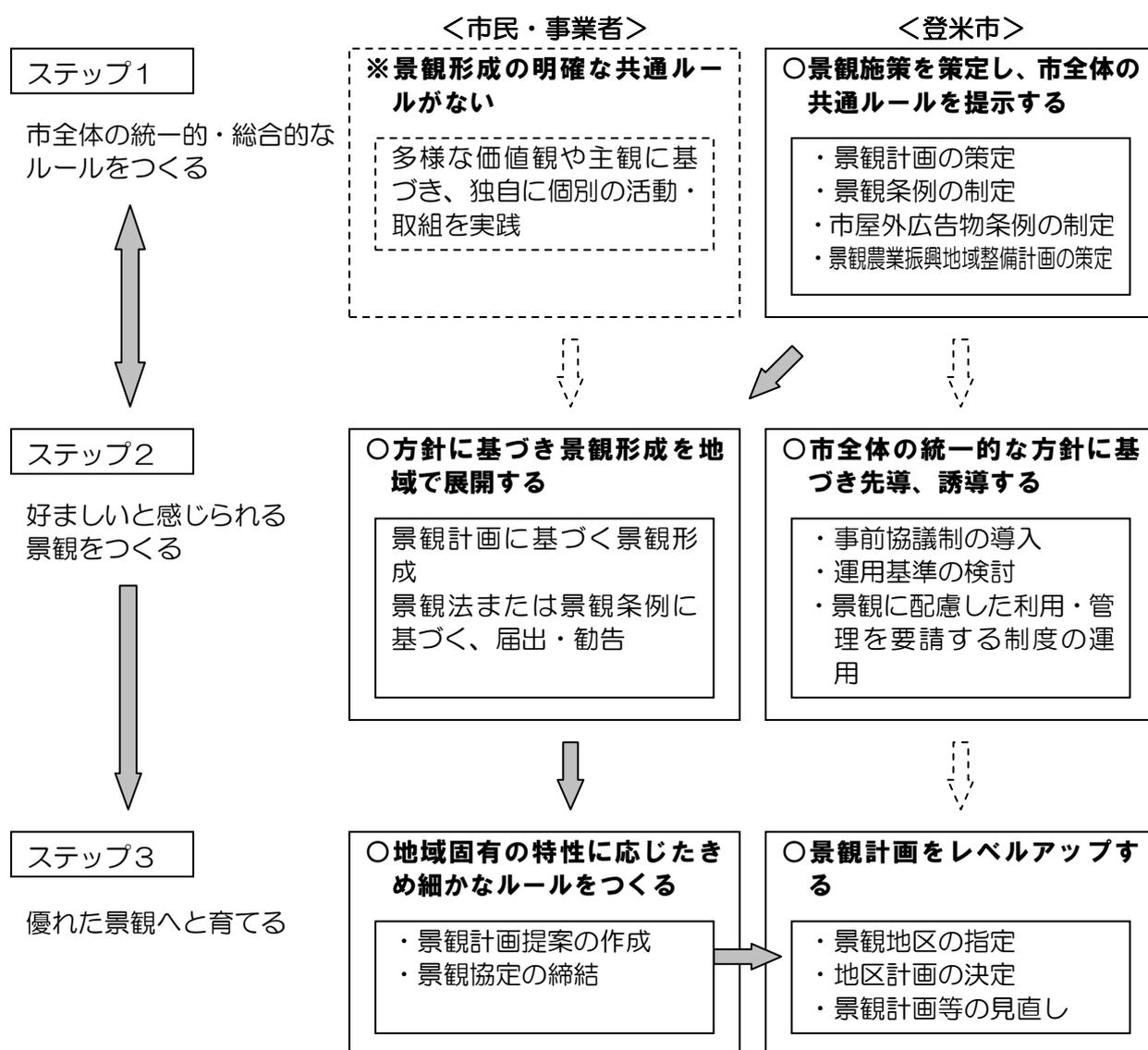
3) 「ルールづくり」の施策展開イメージ

これまで、市全体にわたる総合的で、明確な景観形成の共通ルールはありませんでしたが、その役割を担う、総合的かつ体系的な計画が、本計画となります。また、この景観法に基づく景観計画の実効性を高めるため、市は、独自の規定を持つ景観条例の制定により、本市の実情を踏まえた共通ルール、景観施策全体の枠組みを整備します(ステップ1)。

市は、全市にわたる共通ルールに位置づけられる景観計画を適切に運用するとともに、市民等は、これに基づく景観形成を地域において進めます(ステップ2)

将来的には、市民は、地域固有の特性に応じたきめ細かな「ルール」としての景観計画提案の作成に努めるとともに、市は、これら市民が作成した地域独自のルールを反映させた内容とするため、景観計画等の見直し・改定を行います(ステップ3)。

□「ルールづくり」の施策展開イメージ

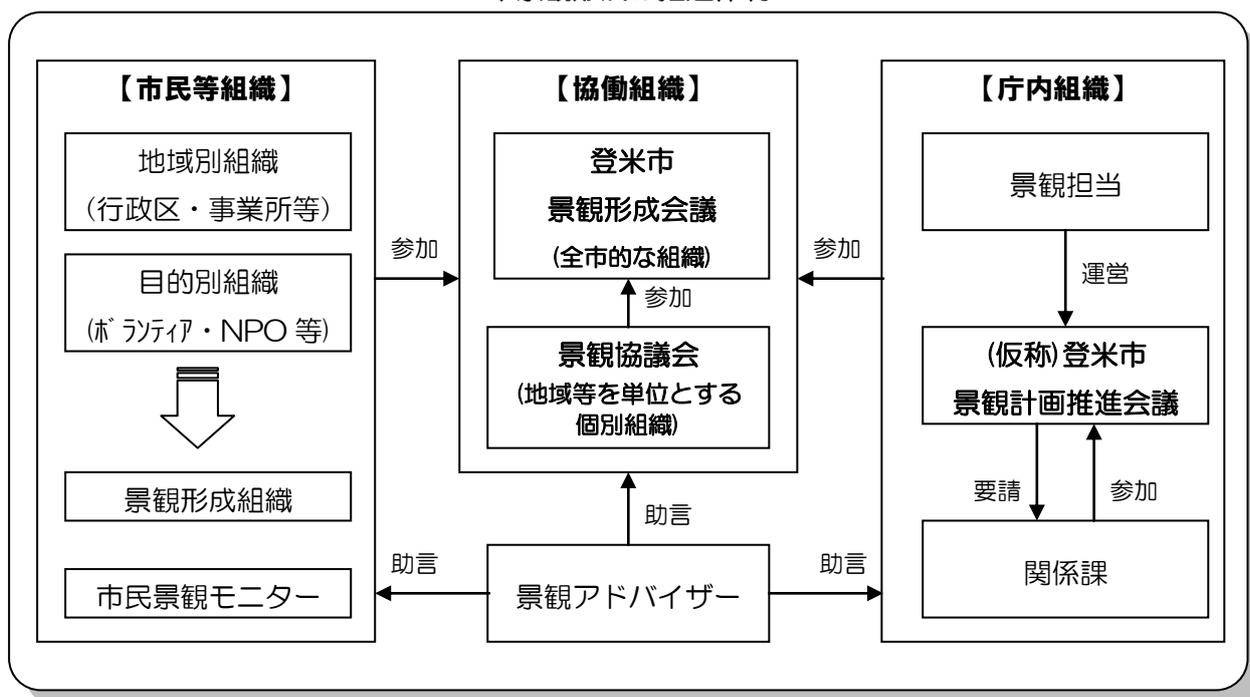


2. 景観形成の推進方策

(1) 「推進体制づくり」に向けた取組

現状においては、市全体としての景観に関わる総合的で、組織的な体制が構築されていない状況にあることを踏まえ、「推進体制づくり」の施策展開イメージに沿った具体的な取組を、次のとおり進めます。

◇景観形成の推進体制



1) 市民・事業者が主体となった組織体制の確立

①地域別の既存組織の活用

景観形成は、息長く、また着実な取組によって実現されることから、身近な景観を保全・創出するための様々な活動を重視します。

このため、個人による日常的な清掃活動などを基本としながら、行政区や商店街など既存の地域別の組織は、道路の緑化、花壇の設置・維持管理など、公共空間も含めた景観の魅力を高める活動の継続的な実施します。また、市は、事業を営む地域への社会貢献の側面から、事業者に対し、事業所単位での景観形成への参加を促進します。

<地域別の組織の具体例>

- ・行政区や商店街を単位とした組織
- ・事業者・事業所を単位とした組織

②目的別組織の育成

市は、景観に対する興味や関心などに応じ、農地や山林、里山、いぐねの保全、道路や河川等の公共空間の維持管理など、目的別の組織として、ボランティアを育成するとともに、これらのリーダーとなる担い手の育成を進めます。また、環境やまちづくりなどに関わる既存のボランティア組織との連携を強化します。

さらに、建築士や土木・建築施工の事業者など、景観形成に関わる専門家によるNPOなどの設立を促進するとともに、既存組織との連携も強化します。

＜ボランティア・NPO等の具体例＞

- ・ 農地や山林、里山、いぐねなどの保全を目的としたボランティア
- ・ 景観形成・まちづくりに関わるNPO
- ・ 建築士、土木・建築施工の事業者などによる景観形成を支援するボランティア・NPO

③景観形成組織の認定及び支援

市民等の発意による地域独自のルール(景観形成基準の強化や景観協定等)を定め、景観計画提案を行うことのできる組織として、市は、市民等による「景観形成組織」の設立を促すとともに、その取組を支援します。

地域別の組織や目的別の組織は、日頃の活動を通じて把握した景観形成の課題やそのあり方を、法定の計画である景観計画に反映させ、その実現性を高めるための1つの手段として、市民等が自主的に景観計画提案を作成するための「景観形成組織」への移行に努めます。

＜景観形成組織の具体例＞

- ・ 行政区や商店街を単位とした組織
- ・ 平筒沼や北上川桜並木などの景観資源の維持管理を目的とした組織
- ・ 農地や山林、里山、いぐねなど、維持管理が困難な景観資源の保全を目的とした組織

④市民景観モニター制度の導入

景観計画や景観条例及び屋外広告物条例に適合しない恐れのある土地利用や建築物の建築などを監視し、定期的に市景観担当に報告する市民景観モニター制度を導入します。

＜市民景観モニターの役割例＞

- ・ 景観計画等に適合しない恐れのある土地利用や建築物の建築などの監視
- ・ 監視結果の報告

2) 庁内組織体制の強化

①景観担当の設置

景観に関わる関係課との連絡調整の強化、届出・審査の事務処理、市民及び事業者に対する行政窓口としての役割を担うため、景観行政を総合的に担当する組織を設置します。

＜景観担当の役割例＞

- ・ 庁内関係各課との連絡調整
- ・ 市民及び事業者に対する協議・相談等の行政窓口
- ・ 景観法に基づく届出・審査等の事務処理
- ・ (仮称)登米市景観計画推進会議の運営
- ・ (仮称)登米市景観形成会議及び景観協議会の事務局機能

② (仮称) 登米市景観計画推進会議の設置

景観計画の効果的な推進には、市内の様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められるため、建築、土木、環境等の各行政分野が参加する組織として、「(仮称) 登米市景観計画推進会議」を設置し、諸案件の連絡調整や情報交換により市内の推進体制を強化します。

<(仮称) 登米市景観計画推進会議の役割例>

- ・ 景観行政に関わる連絡調整
- ・ 景観施策の検討・見直し
- ・ 景観計画の改定素案の検討

3) 協働組織体制の確立

① 登米市景観形成会議の設置

全市にわたる総合的な景観施策に関わる重要事項を審議する役割を担うとともに、市民・事業者・行政による連絡調整・情報交換を通じ、それぞれの取組を効果的に連携させるための協働組織として、行政担当者や地域別の組織、目的別の組織などの組織代表者、市民景観モニター等で構成する「登米市景観形成会議」を設置します。

また、景観計画提案の審議に際しては、「景観形成組織」の代表者が参加できるものとします。

<登米市景観形成会議の役割例>

- ・ 景観計画の改定案の検討
- ・ 景観形成基準への適合審査
- ・ 景観重要建造物・樹木の指定
- ・ 市民・事業者・行政による連絡調整・情報交換

② 景観協議会の設置

景観計画区域の中で、景観の目標像の実現に向けて重要な区域や効果的な区域、市全体への波及が期待できるモデルとなる区域などを対象に、市は、景観地区の指定や景観協定の締結など、地域の特性に応じた個別の規制誘導策等を検討するため、景観法第15条に定める「景観協議会」を設置します。

「景観形成組織」は、地域などにおいて市民が自主的なルールとして景観計画提案を作成する組織となりますが、道路等の公共施設における景観的な配慮や電線類の地中化事業など、市民の自主的な取組のみでは実現が困難な場合は、市民・事業者のほか、国・県等の行政機関や電気通信事業者などの参画を求めることができる、「景観協議会」を設置するものとします。

<モデル的に設立を検討する景観協議会の例>

- ・ とよま周辺重要景観計画区域
- ・ 伊豆沼・内沼、長沼周辺重要景観計画区域

③景観アドバイザーの任命・設置

景観形成基準への適合の審査や景観重要建造物・樹木の指定等手続など、景観施策に関わる重要事項に対する専門的助言を行う役割を担う、景観や建築、環境などの有識者を「景観アドバイザー」として任命・設置します。

<景観アドバイザーの役割例>

- ・景観計画の改定など景観施策を検討する登米市景観形成会議への助言
- ・景観形成基準への適合審査を行う登米市景観形成会議への助言
- ・景観重要建造物・樹木の指定を行う登米市景観形成会議への助言
- ・景観協議会が検討する景観地区の指定や景観協定の締結に対する助言
- ・景観形成組織が作成する景観計画提案に対する助言
- ・地域別の組織及び目的別の組織に対する知識の普及、活動に対する助言
- ・景観担当に対する助言
- ・庁内における景観施策の調整を行う登米市景観計画推進会議に対する助言

(2) 「市民等の主体的な取組への支援」に向けた取組

現状においては、景観に対する関心は高いものの、市全体としてみた景観形成への意識や具体的な取組は、必ずしも十分とはいえない状況にあるため、「市民等の主体的な取組への支援」の施策展開イメージに沿った具体的な取組を、次のとおり進めます。

1) 意識を高めるためのプログラムの実施

① 景観計画の周知

景観形成の将来方向などを市民・事業者・行政で共有するため、市は、ホームページ等での公開、パンフレットの配布を通じ、景観計画を周知します。

また、文章による表現が中心となっている景観形成基準の理解を助けるため、これらに沿った建築事例や具体例を示しながら、建築物の計画・設計等の参考とする「景観形成の手引き」を配布します。

<周知方法の具体例>

- ・市ホームページや「広報とめ」などでの公開
- ・市民向けのパンフレット、「景観形成の手引き」の配布
- ・建築物等の設計・施工事業者向けのパンフレットの配布、説明会の実施

② 景観形成に関わる情報の提供

景観形成上の課題を共有するとともに、規制・誘導に関わる制度の適用の必要性・効果への理解を促すため、市は、市民等に確実に情報が行き渡るよう、「広報とめ」やホームページなどの様々な媒体、説明会や「景観出前講座」などの機会を十分に活用し、適切な提供に努めます。

<提供を検討する情報例>

- ・景観形成基準の見直し案や景観地区、景観協定等の計画案
- ・景観形成組織・団体の活動内容・状況
- ・景観形成活動に関わる助成等の支援制度
- ・景観出前講座や景観形成に関わる講演会・勉強会などの開催案内
- ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定に関わる手続き、方法

③ 景観形成に関わるイベントの開催・講座等の実施

景観形成は、市民ひとり一人が景観形成の主体であることを認識し、行政との役割分担と連携が不可欠です。市は、このため、景観シンポジウムの開催や学校教育や生涯学習の場における「景観形成講座」の開催などにより、市民参加の必要性への理解を促すなど、景観形成に対する意識を高めます。

また、景観計画策定にあたり、市民の声を計画に反映させることを目的として開設した「景観出前講座」については、景観計画の周知や景観形成に対する知識・意識の普及、意見交換の場として拡充し、継続的に実施します。

＜実施を検討する意識啓発策例＞

- ・ 景観出前講座の継続的な実施
- ・ 生涯学習の場における景観形成講座の実施
- ・ 景観シンポジウムの開催
- ・ 学校教育の場における環境学習の実施、学校林の活用
- ・ 子ども向けのネイチャースクール、エコツアー等の実施
- ・ 小中学生を対象とする風景画コンテスト、道路占用物デザインコンテスト等の実施
- ・ 街並み・路地巡りツアー、まち歩きなどの実施
- ・ フォトコンテストの実施

④良好な景観の選定及び指定

市は、登米市を代表する良好な景観について、市民共有の財産としての認識を高め、景観への関心を醸成するため、保全・継承すべき景観を選定・公表します。

保全・継承すべき景観の選定にあたっては、広く市民の応募を求め、登米市景観形成会議において審議するものとします。

また、「9. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」に基づき、対象となる景観資源の指定を進めます。

なお、選定、指定された景観について公表・紹介するパンフレットの作成を検討します。

＜検討する制度等の内容例＞

- ・ 「登米景観百選」の選定
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

⑤良好な景観形成に対する顕彰制度の導入

市民や事業者による、主体的・積極的な景観形成活動を促すため、市は、景観計画に基づく良好な景観形成に寄与した、優れた建築物や街並みなどの所有者、設計者または施行者や、継続的な活動を行う地域別及び目的別の組織を対象とする顕彰制度を導入します。

＜検討する制度等の内容例＞

- ・ 景観形成基準等に準拠し、模範となる建築物単体を対象とする「優秀建築物賞」
- ・ 景観形成基準等に準拠し、模範となる街並み(建築物群)を対象とする「街並み大賞」
- ・ 森林や里山、農地の維持管理活動などを実施する地域別及び目的別の組織を対象とする「優秀団体賞」

2) 景観形成組織等に対する技術的な支援

景観形成会議が作成する景観計画提案や地域別及び目的別の組織が行う景観形成活動など、市民の自主的・主体的な活動を支援するため、市は、「景観アドバイザー」の派遣による技術的な助言を行う景観アドバイザーの派遣制度を導入します。

また、制度の活用を促すため、「景観アドバイザー」の登録情報をデータベース化し、ホームページにより市民等へ情報提供するとともに、派遣の仲介・費用負担を行います。

<導入を検討する制度の内容例>

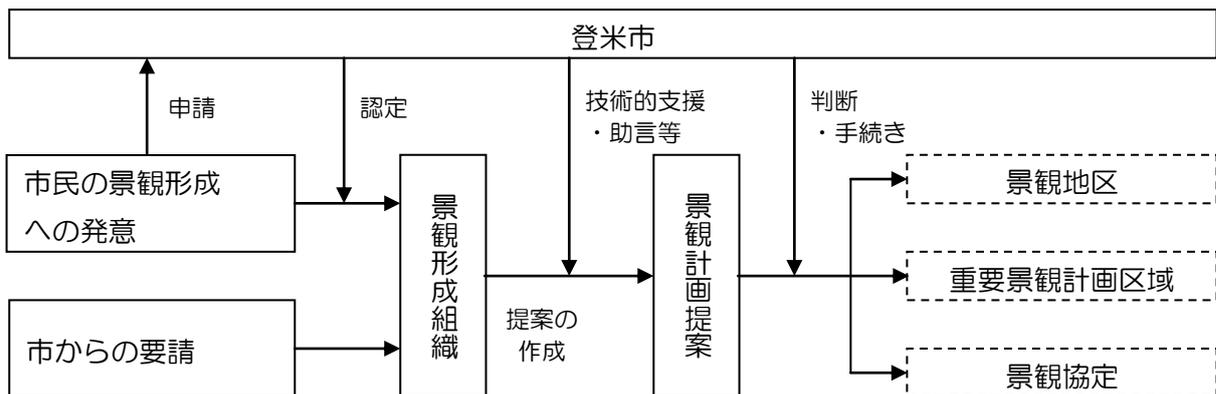
- ・ 景観アドバイザーに関わる情報提供
- ・ 市民等の自主的な活動に対する景観アドバイザーの仲介

3) (仮称) 景観計画提案作成支援制度の創設

景観法第11条に、住民やNPOは、景観行政団体である市に対して景観計画の変更を提案できることが定められています。また、景観形成に対する市民意識の成熟度や意向に応じ、景観地区の決定(同第61条)や景観協定の締結(同第81条)、重要景観計画区域の指定など、地域の特性に応じた具体的で、きめ細かな規制誘導策を選択することも可能となっています。

景観法に定められるこうした制度の有効活用を促し、市民等の発意による景観計画提案の作成を支援するため、市は、景観計画提案を行おうとする「景観形成組織」の認定、活動に係る費用の助成や景観アドバイザーの派遣などを内容とする、「(仮称) 景観計画提案作成支援制度」を市の景観条例に規定します。

◇ (仮称) 景観計画提案作成支援制度のスキーム



4) 良好な景観形成に対する助成制度の導入

建築物の更新等による良好な景観形成を促すため、市は、景観形成基準に準じた建築等行為や囲障の変更に対し、費用の一部補助を内容とする助成制度の導入を検討します。

また、市民等の積極的な景観形成を支援するため、景観形成組織等良好な景観の形成に寄与する活動に対し、活動費用の一部を補助する助成制度の導入を検討します。

<助成制度の内容例>

- ・ 景観計画等に定める景観形成基準に準拠した、形態意匠や材料による建築物の建築等に対し、費用の一部を助成する「(仮称)とよま地区街並み景観整備事業補助金交付制度」
- ・ コンクリートブロック塀からの転換などによる、囲障の生垣化や板塀の設置などに対し、費用の一部を助成「(仮称)生垣助成制度」
- ・ 景観計画提案の作成に関わる活動の費用の一部を、景観形成組織に助成する「(仮称) 景観計画提案作成支援制度」
- ・ 地域別及び目的別組織の景観形成活動の費用の一部を助成する「(仮称) 景観形成活動助成制度」

(3) 「ルールづくり」に向けた取組

これまでは、市全体に関わる総合的な景観形成のルールが確立されていませんでしたが、本計画の策定を契機とし、「ルールづくり」の施策展開イメージに沿った具体的な取組を、次のとおり進めます。

1) 景観条例の制定

市は、景観の目標像の実現に向けた全市の統一的、総合的なルールを設定するため、景観法に基づく規定(委任規定)と、景観法にない規定で、本市独特の問題点や課題に対応するために必要な規定(独自規定)によって構成する、登米市景観条例を制定します。

<条例の構成例>

○委任規定

- ・届出・勧告等の適用除外
- ・特定届出対象行為
- ・勧告、命令等に係る手続き

○独自規定

- ・事前協議制度
- ・景観計画提案作成支援制度
- ・景観アドバイザー派遣制度
- ・「優秀建築物賞」等の顕彰制度
- ・「(仮称)登米地区街なみ景観整備事業補助金交付制度」等の助成制度
- ・既存建築物等に対する良好な景観形成への配慮を要請する制度
- ・景観市民モニター、景観アドバイザー等の体制

なお、主な独自規定の内容としては、次の通りとします。

①景観形成基準に関わる運用基準の検討

景観計画に定める景観形成基準に基づいた審査を円滑に進めるため、市は、建築物等の形態意匠や高さ・階数、色彩等の現状を適切に把握し、登米市景観形成会議等の意見も聞きながら、運用基準を検討します。

なお、この運用基準は、景観形成の方針、景観形成基準等とあわせ、これらをわかりやすくとりまとめた「景観形成の手引き」を配布します。

②既存建築物等に対する良好な景観形成への配慮を要請する制度の導入

景観計画に定められる行為の制限は、建築物の建築や工作物の建設に際して適用されるものであり、これら制限に適合しない既存の建築物等はそのまま維持されることとなります。

このため、市は、空き家や空き店舗、廃屋など、「良好な景観を著しく阻害していると認める空地、建築物又は工作物」について、「良好な景観の形成に配慮した有効利用又は管理を要請すること」を可能とする制度を、市景観条例に定めるものとします。

あわせて、空き店舗への入居を斡旋する制度の周知により、その積極的な活用を促進します。

③事前協議制度の導入

景観計画に定める景観形成基準に基づく建築等の行為を誘導することとなりますが、良好な景観に対する価値観は多様であり、本市における良好な景観形成を進めるためには、基準による定型的な審査だけでなく、市民・事業者・行政の協働による創意工夫が不可欠といえます。

このため、市は、「市民・事業者・行政の創意工夫に基づく協働の機会」として、景観法に基づく届出の前に協議の場を設ける事前協議制度を、市景観条例に定めるものとします。

なお、事前協議制度の導入を前提とした、届出、審査、適合通知、着工に至る手続き、手順を次のように想定します。

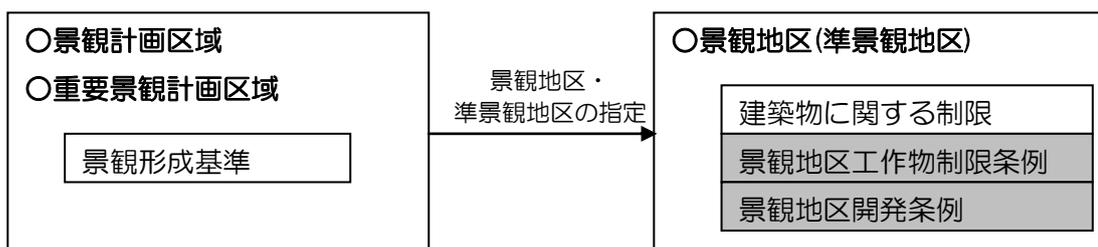
2) 地域独自のルールづくり

①景観地区等の指定・決定

地域の特性を活かした良好な景観形成の実効性を高めるため、市は、より担保性の高い「景観地区の指定」に向けた検討を進めます。

特に、重要景観計画区域においては、住民との協議・合意形成を進めながら、積極的に、景観地区の導入を検討します(伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺景観計画区域、北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域の一部は、準景観地区のみ指定が可能)。

また、景観地区等を決定する場合は、必要に応じ、市は、下記の景観法に基づく委任条例を制定します。



※網掛けの条例が景観法に基づく委任条例

②景観協定の締結促進

景観法第81条に基づく景観協定は、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めることが可能な制度です。

このため、市は、景観形成組織などの市民参加による協議・検討を通じ、市民等の主体的な景観協定の締結を促進します。

3) 市屋外広告物条例の制定

市は、「3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」に基づき、市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

4) 景観農業振興地域整備計画の策定

市は、「6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」に基づき、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

5) サイン計画の策定

市は、豊かな自然環境や歴史文化的な景観との調和や、これら景観の魅力をさらに高めるための案内板・サインの設置を進めるため、サイン計画の策定を検討します。

6) 景観計画等の見直し

景観形成組織や景観協議会における取組を通じて検討された、地域独自の景観形成方針や景観形成基準、景観地区、地区計画、景観協定等の考え方を反映させるため、市は、適切な時期に景観計画を見直します。

また、地域の景観形成方針を捉え、用途地域の指定や変更、高さの最高限度を定める高度地区の指定など、必要に応じて都市計画を見直します。

7) 重要文化的景観選定に向けた取組

文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と文化財保護法に定められており、その中でも文化財としての価値から特に重要なものについて、市の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定することが可能となっています。

本市の景観は、豊かな水資源を基盤に、農地、森林などの自然と共生した農林業を通じて育まれた「稔りの里」としての「農村の文化的景観」が形成されていることから、これらの保存・活用のために行われるさまざまな事業に対し、国からその経費補助が行われる「重要文化的景観」の選定に向けた取組を検討します。

(4) 景観形成の推進プログラム

施策展開のイメージや個別施策の重要性、優先度を考慮しながら、効率的、効果的な景観形成を推進するため、推進プログラムを次のように想定します。
 推進プログラムは、概ね3～5年程度を期間とする「短期」における取組と、それ以降の「中長期」における取組を示しています。

取組タイプ	主体	時期	
		短期(概ね3～5年)	中長期
推進体制づくり	市民・事業者	地域別の組織による活動の継続的な実施	
	行政	目的別の組織の設立 景観担当の設置 (仮称)登米市景観計画推進会議の設置 登米市景観形成会議の設置 登米 ^{とよま} 周辺地区景観協議会の設立	景観形成組織の設立 市民景観モニター制度の導入 景観アドバイザーの設置 伊豆沼・内沼、長沼 ^{とよま} 周辺地区 景観協議会の設立 北上川・旧北上川周辺地区景観協議会の設立 その他地区における景観協議会の設立
市民等の主体的な取組への支援	市民・事業者	景観に関わる知識やノウハウの習得	
	行政	景観計画の周知 登米景観百選の選定 景観重要建造物・樹木の指定 景観形成に関わる情報の提供 イベントの開催・講座等の実施	景観アドバイザーの派遣 登米 ^{とよま} 地区における助成制度の運用開始 (仮称)景観計画提案作成支援制度の創設 伊豆沼・内沼、長沼 ^{とよま} 周辺地区における助成制度の運用開始 北上川・旧北上川周辺地区における助成制度の運用開始 その他地区における助成制度の運用開始
ルールづくり	市民・事業者	景観形成基準等に準じた景観形成	
	行政	景観計画の策定 景観条例の制定 届出制・事前協議制度の運用開始 事前協議制度の導入 運用基準の検討 各種助成制度等の制定 既存建築物等への配慮を求める制度の導入	運用 市屋外広告物条例の制定 伊豆沼・内沼、長沼 ^{とよま} 周辺地区への景観地区の指定 サイン計画に基づく整備 景観農業振興地域整備計画の策定 景観計画の見直し 景観計画提案の作成 景観協定の締結等 その他地区における景観地区等の指定 都市計画の見直し

※図中の網掛けは、重点的な取組を示す。

